黒滝村地域防災計画

【資料編】

令和６年３月

－目　次－

第１　防災関係機関に関する資料 1
　１－１　黒滝村防災会議委員名簿 1
　１－２　報道機関 2
第２　通信に関する資料 3
　２－１　非常通信経路 3
第３　医療救護に関する資料 4
　３－１　医療機関 4
　３－２　救護所の設置予定場所 5
第４　避難収容に関する資料 6
　４－１　指定緊急避難場所 6
　４－２　指定避難所 6
　４－３　福祉避難所 7
　４－４　自主避難所 7
　４－５　応急仮設住宅建設候補地 8
第５　交通・輸送に関する資料 9
　５－１　県消防防災ヘリコプター飛行場外離着陸場 9
　５－２　自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場 9
　５－３　緊急輸送道路ネットワーク路線 9
　５－４　障害物除去の優先道路 10
　５－５　車両用燃料等の調達先 10
　５－６　異常気象時における道路通行基準 10
第６　物資等の調達・供給に関する資料 11
　６－１　主食等の販売業者 11
　６－２　物資の調達先 11
　６－３　調達物資品目 11
　６－４　救援物資の集積場所 11
　６－５　水道普及率 12
　６－６　防災資機材及び災害用備蓄物資の現況 12
第７　遺体及び廃棄物の処理に関する資料 14
　７－１　火葬場 14
　７－２　災害時遺体収容所 14
　７－３　災害廃棄物仮置場（中間集積基地） 14
第８　文教に関する資料 15
　８－１　村内の文化財 15
第９　消防に関する資料 16
　９－１　消防団の組織及び消防力 16
　９－２　消防団の配備 17
　９－３　防災放送による消防団の出動伝達体制 17
　９－４　業態別防火対象物 18
　９－５　村内の危険物施設 18
第 10　災害危険箇所 19
　10－１　急傾斜地崩壊危険箇所 19
　10－２　土石流危険渓流 24
　10－３　急傾斜地崩壊危険区域 28

10－４　砂防指定地 29
10－５　山地災害危険地区 29
10－６　道路危険箇所 32
10－７　孤立予想地区 32
10－８　土砂災害警戒区域等指定箇所一覧 33
第 11　その他の資料 **38**
11－１　被害報告基準 38
11－２　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 41
11－３　第６次地震防災緊急事業５箇年計画 45
11－４　気象庁震度階級関連解説表 46
第 12　条例・規則 **51**
12－１　黒滝村防災会議条例 51
12－２　黒滝村防災会議運営規程 53
12－３　黒滝村災害対策本部条例 55
12－４　災害弔慰金の支給等に関する条例 56
12－５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則 ... 60
12－６　黒滝村罹災証明書交付要綱 64
12－７　黒滝村自主防災組織連合会設置要綱 66
第 13　協定等 **68**
13－１　協定等一覧 68
13－２　奈良県消防広域相互応援協定 70
13－３　奈良県水道災害相互応援に関する協定 72
13－４　奈良県市町村相互応援協定 75
13－５　災害時等の応援に関する申し合わせ 77
13－６　五條市と黒滝村における消防相互応援協定 79
13－７　奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書 81
第 14　様式 **85**
14－１　被害状況報告 85
14－２　災害年報 89
14－３　緊急通行車両確認申出書 91
14－４　緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 93
14－５　緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 94
14－６　緊急通行車両の標章 95
14－７　交通規制の標識 95
14－８　救助用物資引継書 96

第１　防災関係機関に関する資料

１－１　黒滝村防災会議委員名簿

（令和６年３月 31 日現在）

	職　　名
会　　長	黒滝村長
１号委員	陸上自衛隊　第７施設群　第３８１施設中隊長
２号委員	奈良県吉野土木事務所長
３号委員	奈良県吉野警察署長
４号委員	黒滝村副村長
	黒滝村国民健康保険診療所長
	総務課長
	住民生活課長
	保健福祉課長
	林業建設課長
	企画政策課長
	議会事務局長
	教育委員会事務局教育次長
５号委員	黒滝村教育長
６号委員	奈良県広域消防組合下市消防署長
	黒滝村消防団長
７号委員	郵便事業株式会社下市支店長
	関西電力送配電株式会社吉野技術サービスセンター所長
	西日本電信電話株式会社奈良支店設備部長
	奈良交通㈱吉野支社長
８号委員	黒滝村議会議長
	黒滝村誠心会長
	黒滝村区長連合会長
	黒滝村森林組合長
	奈良県農業協同組合黒滝出張所長

１－２　報道機関

報　道　機　関　名	電　　話
ＮＨＫ奈良放送局	0742-30-0300
奈良テレビ放送	0742-24-2900
朝日新聞社奈良総局	0742-36-6331
毎日新聞社奈良支局	0742-34-1521
読売新聞社奈良支局	0742-34-1101
産業経済新聞社奈良支局	0742-26-6381
日本経済新聞社奈良支局	0742-23-8440
奈良新聞社中南和支社	0744-34-1221
共同通信社奈良支局	0742-26-0077
時事通信社奈良支局	0742-22-4511

第２　通信に関する資料

２－１　非常通信経路

市町村	市町村庁舎から(km)	非　常　通　信　経　路
黒滝村	0	黒滝村役場（総務課） ―――― ［県］、［衛星携帯］ ―――― 県　庁（防災統括室）
	0.5	奈良県広域消防組合下市消防署黒滝分署 ――― ［消］ ――― 奈良県広域消防組合消防本部 ――― ［消］ ――― 県　庁（防災統括室）

（凡例）――――　無線区間［県］奈良県防災行政通信設備　［消］消防通信設備

第３　医療救護に関する資料

３－１　医療機関

１　村内における医療機関

医　療　機　関　名	所 在 地	電話番号	診療科目	備考
黒滝村国民健康保険診療所	寺戸	62-2747	内・外・整	村営

２　周辺医療機関

（令和６年３月 31 日現在）

病　　院　　名	所在地	診　　療　　科　　目	電話番号
吉野病院	吉野町	内・外・整	0746-32-4321
済生会御所病院	御所市	内・外・消外・整形・泌尿・麻・リハビリ・脳外・皮・産婦・眼・耳鼻・放・感・救急・透析	0745-62-3585
秋津鴻池病院	御所市	内・精・リハビリ・整・皮	0745-63-0601
五條病院	五條市	内、整、皮	0747-22-1112

３　地域災害拠点病院（南和保健医療圏）

（令和６年３月 31 日現在）

病　　院　　名	所在地	診　療　科　目	電話番号
南奈良総合医療センター	大淀町	内・呼・消・糖・感・腎・内分泌代謝・総合診療・脳・小・精・血液・外・消外・脳外・整・皮・泌尿・眼・耳鼻・産婦・救急・歯科口腔外・リ・放・麻・病理診断	0747-54-5000

４　基幹災害拠点病院

病 院 名	開設者名	所在地	診　療　科　目	病床数	電話番号
県立医科大学附属病院	県	橿原市	循・呼・アレルギー・消・代謝・感・脳神・心・整・口腔外・産婦・眼・小・精・皮・泌尿・耳鼻頭頸外・放・麻・救急・形成外・リハビリ・病理診断・呼・腎、糖・内分泌・腫瘍・血液	992	0744-22-3051

３－２　救護所の設置予定場所

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能人数（人）
1	笠木地区老人憩の家	黒滝村大字笠木 735	笠木区長	70 人 (2 ㎡に 1 人)
2	笠木・桂原・長瀬地区集会所	黒滝村大字桂原 118-1	桂原区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
3	長瀬地区集会所	黒滝村大字長瀬 83-1	長瀬区長	80 人 (2 ㎡に 1 人)
4	御吉野・長瀬地区老人憩の家	黒滝村大字御吉野 139	御吉野区長	70 人 (2 ㎡に 1 人)
5	堂原地区老人憩の家	黒滝村大字堂原 381	堂原区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
6	寺戸地区老人憩の家	黒滝村大字寺戸 306	寺戸区長	160 人 (2 ㎡に 1 人)
7	川戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸 390	川戸垣内長	70 人 (2 ㎡に 1 人)
8	上中戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸 1058-2	上中戸垣内長	70 人 (2 ㎡に 1 人)
9	中戸自治会館	黒滝村大字中戸	雫垣内長	70 人 (2 ㎡に 1 人)
10	光徳寺	黒滝村大字中戸 778	光徳寺代表	約 20 人
11	赤滝・上平地区集会施設	黒滝村大字赤滝 83-1	赤滝区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
12	脇川地区集会所	黒滝村大字脇川 335	脇川区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
13	鳥住地区集会所	黒滝村大字鳥住 236	鳥住区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
14	槙尾地域防災拠点施設	黒滝村大字槙尾 103	槙尾区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
15	粟飯谷地区集会所	黒滝村大字粟飯谷 224	粟飯谷区長	60 人 (2 ㎡に 1 人)
16	黒滝小学校・中学校	黒滝村大字寺戸 41	黒滝小中学校長	900 人 (2 ㎡に 1 人)
17	黒滝こども園	黒滝村大字寺戸 421-1	黒滝こども園長	210 人 (2 ㎡に 1 人)
18	黒滝村農林トレーニングセンター	黒滝村大字寺戸 47－1	黒滝村教育長	470 人 (2 ㎡に 1 人)
19	黒滝村デイサービスセンター	黒滝村大字寺戸 187-2	黒滝村社会福祉協議会会長	140 人 (2 ㎡に 1 人)
20	黒滝森物語村森の交流館	黒滝村大字粟飯谷 1	(株)黒滝森物語村	約 60 人

第４　避難収容に関する資料

４－１　指定緊急避難場所

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類				指定避難所との重複	収容可能人数（人）
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火事		
1	黒滝小学校・中学校	黒滝村大字寺戸41	黒滝小中学校長	○		○	○	○	900人（2㎡に1人）
2	黒滝村農林トレーニングセンター	黒滝村大字寺戸47－1	黒滝村教育長	○	○	○	○	○	470人（2㎡に1人）
3	長瀬地区集会所	黒滝村大字長瀬83-1	長瀬区長	○		○	○	○	80人（2㎡に1人）

４－２　指定避難所

NO	施設名	住所	施設管理者	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	収容可能人数（人）
1	笠木地区老人憩の家	黒滝村大字笠木735	笠木区長		○	70人（2㎡に1人）
2	笠木・桂原・長瀬地区集会所	黒滝村大字桂原118-1	桂原区長		○	60人（2㎡に1人）
3	長瀬地区集会所	黒滝村大字長瀬83-1	長瀬区長	○	○	80人（2㎡に1人）
4	御吉野・長瀬地区老人憩の家	黒滝村大字御吉野139	御吉野区長		○	70人（2㎡に1人）
5	堂原地区老人憩の家	黒滝村大字堂原381	堂原区長		○	60人（2㎡に1人）
6	寺戸地区老人憩の家	黒滝村大字寺戸306	寺戸区長		○	160人（2㎡に1人）
7	川戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸390	川戸垣内長		○	70人（2㎡に1人）
8	上中戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸1058-2	上中戸垣内長		○	70人（2㎡に1人）
9	中戸自治会館	黒滝村大字中戸	雫垣内長		○	70人（2㎡に1人）
10	光徳寺	黒滝村大字中戸778	光徳寺代表		○	約20人
11	赤滝・上平地区集会施設	黒滝村大字赤滝83-1	赤滝区長		○	60人（2㎡に1人）
12	脇川地区集会所	黒滝村大字脇川335	脇川区長		○	60人（2㎡に1人）

NO	施設名	住所	施設管理者	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	収容可能人数（人）
13	鳥住地区集会所	黒滝村大字鳥住236	鳥住区長		○	60人（2㎡に1人）
14	槙尾地域防災拠点施設	黒滝村大字槙尾103	槙尾区長		○	60人（2㎡に1人）
15	粟飯谷地区集会所	黒滝村大字粟飯谷224	粟飯谷区長		○	60人（2㎡に1人）
16	黒滝小学校・中学校	黒滝村大字寺戸41	黒滝小中学校長	○	○	900人（2㎡に1人）
17	黒滝こども園	黒滝村大字寺戸421-1	黒滝こども園長		○	210人（2㎡に1人）
18	黒滝村農林トレーニングセンター	黒滝村大字寺戸47-1	黒滝村教育長	○	○	470人（2㎡に1人）
19	黒滝村デイサービスセンター	黒滝村大字寺戸187-2	黒滝村社会福祉協議会会長		○	140人（2㎡に1人）
20	黒滝森物語村森の交流館	黒滝村大字粟飯谷1	(株)黒滝森物語村		○	約60人

４－３　福祉避難所

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能人数（人）
1	黒滝こども園	黒滝村大字寺戸 421-1	黒滝こども園長	210人（2㎡に1人）
2	黒滝村デイサービスセンター	黒滝村大字寺戸 187-2	黒滝村社会福祉協議会会長	140人（2㎡に1人）

４－４　自主避難所

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能人数（人）
1	笠木地区老人憩の家	黒滝村大字笠木735	笠木区長	70人（2㎡に1人）
2	笠木・桂原・長瀬地区集会所	黒滝村大字桂原118-1	桂原区長	60人（2㎡に1人）
3	長瀬地区集会所	黒滝村大字長瀬83-1	長瀬区長	80人（2㎡に1人）
4	御吉野・長瀬地区老人憩の家	黒滝村大字御吉野139	御吉野区長	70人（2㎡に1人）
5	堂原地区老人憩の家	黒滝村大字堂原381	堂原区長	60人（2㎡に1人）
6	寺戸地区老人憩の家	黒滝村大字寺戸306	寺戸区長	160人（2㎡に1人）
7	川戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸390	川戸垣内長	70人（2㎡に1人）

NO	施設名	住所	施設管理者	収容可能人数（人）
8	上中戸地区老人憩の家	黒滝村大字中戸 1058-2	上中戸垣内長	70 人 （2 ㎡に 1 人）
9	中戸自治会館	黒滝村大字中戸	雫垣内長	70 人 （2 ㎡に 1 人）
10	光徳寺	黒滝村大字中戸 778	光徳寺代表	約 20 人
11	赤滝・上平地区集会施設	黒滝村大字赤滝 83-1	赤滝区長	60 人 （2 ㎡に 1 人）
12	脇川地区集会所	黒滝村大字脇川 335	脇川区長	60 人 （2 ㎡に 1 人）
13	鳥住地区集会所	黒滝村大字鳥住 236	鳥住区長	60 人 （2 ㎡に 1 人）
14	槙尾地域防災拠点施設	黒滝村大字槙尾 103	槙尾区長	60 人 （2 ㎡に 1 人）
15	粟飯谷地区集会所	黒滝村大字粟飯谷 224	粟飯谷区長	60 人 （2 ㎡に 1 人）

４－５　応急仮設住宅建設候補地

NO	候補地の名称（施設名）	所在地	所有者	有効面積（㎡）	仮設住宅建設可能戸数
1	黒滝ふれあい運動場	黒滝村大字脇川 41 番地	黒滝村	6,500	15

第５　交通・輸送に関する資料

５－１　県消防防災ヘリコプター飛行場外離着陸場

（令和６年３月 31 日現在）

NO	名　称	所　在　地	北　緯	東　経	離着陸地帯
99	黒滝 健民運動場	黒滝村大字 堂原 341 番地	34 度 18 分 23.909 秒 (34.306641)	135 度 50 分 7.362 秒 (135.83538)	40×40 (防災対応)
100	黒滝・文化と スポーツの森	黒滝村大字 寺戸 395 番地	34 度 18 分 31.544 秒 (34.308762)	135 度 50 分 41.904 秒 (135.84497)	40×40 (防災対応)
101	黒滝ふれあい 運動場	黒滝村大字 脇川 41 番地	34 度 18 分 42.878 秒 (34.311911)	135 度 51 分 23.109 秒 (135.85642)	40×40 (防災対応)

５－２　自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

NO	名　称	所在地	地　図 (1/5 万)	座標	面積 (㎡)	標高 (m)	市町村庁舎との距離 (m)	水利状況		ヘリ利用可能状況			
								種類	容量・ 能力	OH 6離着陸	UH1		消火剤吊上の場合の条件等
											離着陸	消火剤吊上	
381	黒滝健民運動場	黒滝村 堂原	山上ヶ岳	773959	10,000	350	2,000	河　川	黒滝川	◎ ４機	◎ ２機	◎ ２機	
382	黒滝小学校・中学校	黒滝村 寺戸	〃	787961	4,500	370	200	プール	225m3	◎ １機	×	×	

（注）１　「ヘリ利用可能状況」欄のうち、ＯＨ６は小型ヘリコプターを、ＵＨ１は中型ヘリコプターをいい、◎は適地、○は条件つき適地、×は不適地を示す。

２　「地図（１／５万)」欄は、国土地理院の地形図（１／５万）の図名である。

５－３　緊急輸送道路ネットワーク路線

機　能　区　分	道　路　種　別	路　　線　　名
第１次	一般国道	国道 309 号
第２次	一般国道	国道 309 号
	一般県道	赤滝五條線

５－４　障害物除去の優先道路

順　位	種　　類	路　　線　　名
1	国道	国道 309 号
2	県道	赤滝・五條線
		洞川・下市線
3	村道（１級路線）	
4	村道（２級路線）	
5	その他路線	

５－５　車両用燃料等の調達先

名　　称	所　　在　　地	電話番号
福田石油店	奈良県吉野郡下市町丹生 1216-1	0747-62-2744
奈良県農業協同組合 大淀営農経済センター	奈良県吉野郡大淀町土田 288-1	0747-52-4013

５－６　異常気象時における道路通行基準

路線名	通行規制区間		交通量（台）H22／昼12h	規　制　基　準			道路情報板設置場所(型別)	う回路	備　考
				気象等基準値					
	所在地	延長 km		通行注意	通行止	気象等観測所			
主要地方道 洞川下市線	天川村 洞川～ 黒滝村 川戸	6.1	164	連続雨量 50 ㎜ 時間雨量 15 ㎜	連続雨量 70 ㎜ 時間雨量 20 ㎜	吉野土木事務所 天川駐在所		なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。
主要地方道 洞川下市線	黒滝村 川戸～ 下市町 才谷	7.1	605	連続雨量 70 ㎜ 時間雨量 20 ㎜	連続雨量 110 ㎜ 時間雨量 25 ㎜	吉野土木事務所		なし	積雪等については道路の状況を判断して規制を行う。

注：連続雨量は 48 時間以内とし４時間以内の中断は連続雨量とみなす。

第６　物資等の調達・供給に関する資料

６－１　主食等の販売業者

名　　称	所　　在　　地	電話番号
黒滝茶屋	笠木 129	62-2144
あきちゃん	堂原 370	62-2712
とらせ	寺戸 118-2	62-2943
フレッシュナカタニ	寺戸 241-2	62-2906
株式会社黒滝森物語村	粟飯谷 1	62-2770
ヤマザキＹショップ	長瀬 22	62-2771
柿の葉寿し谷もと	長瀬 61	62-2595
ベーカリーココ	寺戸 68-1	080-6124-7034

６－２　物資の調達先

名　　称	所　在　地	電話番号
阪口電気商会	桂原 44-2	62-2756
黒滝村森林組合	寺戸 154	62-2124
皐月堂　黒滝店	寺戸 573	62-9030
山口木工家具建具店	中戸 1490-3	62-2010
ヤマザキＹショップ	長瀬 22	62-2771

６－３　調達物資品目

毛布	地下タビ・ゴム長靴	皿	茶わん
布団	運動靴	割ばし	ライター
作業衣（男女）	かさ、カッパ等雨具	石けん、洗剤	ランタン、ライト、乾電池
子供服	なべ	歯ブラシ	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
肌着、下着、オムツ他生理用品	包丁	歯みがき粉	ビニールシート、座布団
タオル、手ぬぐい	コンロ	バケツ	プロパンガス
はさみ、ロープ	ガムテープ、セロテープ	筆記用具	

※調達物資は、必要に応じた物資をその都度調達する。

６－４　救援物資の集積場所

施　　設　　名	所　在　地	電 話 番 号
黒滝村役場	大字寺戸 77	62-2031

６－５　水道普及率

（令和６年３月 31 日現在）

市町村名	行政区域内総人口	簡易水道			普及率
		箇所数	計画給水人口	現在給水人口	
黒滝村	599	1	740	599	100

６－６　防災資機材及び災害用備蓄物資の現況

１　防災資機材

（令和６年３月 31 日現在）

物品名	保管場所
袋類（土のう袋）	黒滝村役場ガレージ
杭	
針	
スコップ	
つるはし	
くわ	
かま	
なた	
のこぎり	
かけや	
ペンチ	
金槌	
ヘルメット	
水中ポンプ	
防災用衛星携帯電話	
発電機	
投光器	
懐中電燈	
チェーンソー	
除雪機	

２　非常食一覧

（令和６年３月 31 日現在）

物　品　名	数量	保　管　場　所
主食類	7,600 食	旧冷凍冷蔵庫 各地区集会所 黒滝村社会福祉協議会
副食類	2,300 食	
飲料水 500mℓ	2,250 本	旧冷凍冷蔵庫 各地区集会所
飲料水 2ℓ	2,100 本	

３　備蓄物一覧

（令和６年３月 31 日現在）

品　　名	個数	保管場所
・救急外傷用キット（包帯他）	10 箱	旧冷凍冷蔵庫
・救急外傷用キット（包帯他）	４箱	消防団各詰所
・救急外傷用キット（包帯他日赤提供）	３箱	役場２階書庫
・災害用救助毛布（10 枚入）	８箱とバラ１箱	旧冷凍冷蔵庫
・災害用救助毛布（10 枚入日赤提供）	３箱	役場２階書庫
・災害用救助毛布（10 枚入日赤提供）	28 箱	各地区集会所（区管理委託）
・災害用救助毛布（10 枚入日赤提供）	２箱	旧中央公民館
・災害用救助布団セット（日赤提供）	２セット	役場２階書庫
・水用ポリ容器（20Ｌ容器）	20 個	スクールバス車庫横倉庫内
・オイルマット 65cm×65cm×4mm	100 枚	旧冷凍冷蔵庫
・白無地タオル（H23.12.6 購入）	300 枚	旧冷凍冷蔵庫
・簡易トイレ・処理パック	3,600 回分	各地区集会所（区管理委託）
・簡易トイレ・処理パック ・避難所用間仕切り ・避難所用間アルミロールマット	2,100 回分 60 セット 120 枚	旧冷凍冷蔵庫
・避難所用折りたたみ式車椅子	15 台	各地区集会所（区管理委託）
・避難所用折りたたみ式車椅子	３台	旧冷凍冷蔵庫
・避難所用折りたたみ担架	15 台	各地区集会所（区管理委託）
・避難所用折りたたみ担架	３台	旧冷凍冷蔵庫
・女性用衛生用品	50 セット	旧冷凍冷蔵庫
・災害時歯磨き用品	100 セット	旧冷凍冷蔵庫
・長期保存ウエットティッシュ	100 セット	旧冷凍冷蔵庫
・段ボールベッド	28 セット	旧中央公民館
・ブルーシート	100 枚	旧中央公民館

第７　遺体及び廃棄物の処理に関する資料

７－１　火葬場

名　　称	所　在　地	連　　絡　　先
大淀町営斎場	大淀町大字下渕 525 番地	大淀町役場環境整備課 52-5548

７－２　災害時遺体収容所

地　区　名	名　　称	電　話　番　号
笠木	祐　光　寺	62-2376
桂原	称　念　寺	62-2644
長瀬	光　明　寺	62-2140
御吉野	専　行　寺	62-2077
堂原	蓮　光　寺	62-2946
寺戸	遍　照　寺	62-2524
中戸（雫）	光　照　寺	62-2038
中戸（中戸）	正　光　寺	62-2908
中戸（上平）	光　徳　寺	62-2657
赤滝	善　龍　寺	62-2411
脇川	聞　光　寺	62-2947
槙尾	龍　光　寺	62-2541
鳥住	西　光　寺	62-2428
粟飯谷	正　西　寺	62-2409

７－３　災害廃棄物仮置場（中間集積基地）

名　　称	所　在　地
やまなみステージ横広場	黒滝村大字寺戸 395 番地

第８　文教に関する資料

８－１　村内の文化財

名　　称	所　在　地	備　　考
鳳閣寺廟塔	鳥住 662-2　鳳閣寺	国指定重要文化財
黒滝村　旧役場庁舎	粟飯谷 1	県指定文化財
黒滝の樽丸製作用具	粟飯谷 1　旧役場庁舎	県指定文化財
木造地蔵菩薩立像	槙尾 38　瀧光寺	村指定文化財
木造阿弥陀如来坐像	中戸　大日堂	村指定文化財
木造菩薩頭	粟飯谷 205　正西寺	村指定文化財
木造理源大師倚像	鳥住 662-2　鳳閣寺	村指定文化財
木造日蔵上人倚像	鳥住 662-2　鳳閣寺	村指定文化財

第９　消防に関する資料

９－１　消防団の組織及び消防力

１　黒滝村消防団組織表

（令和６年３月 31 日現在）

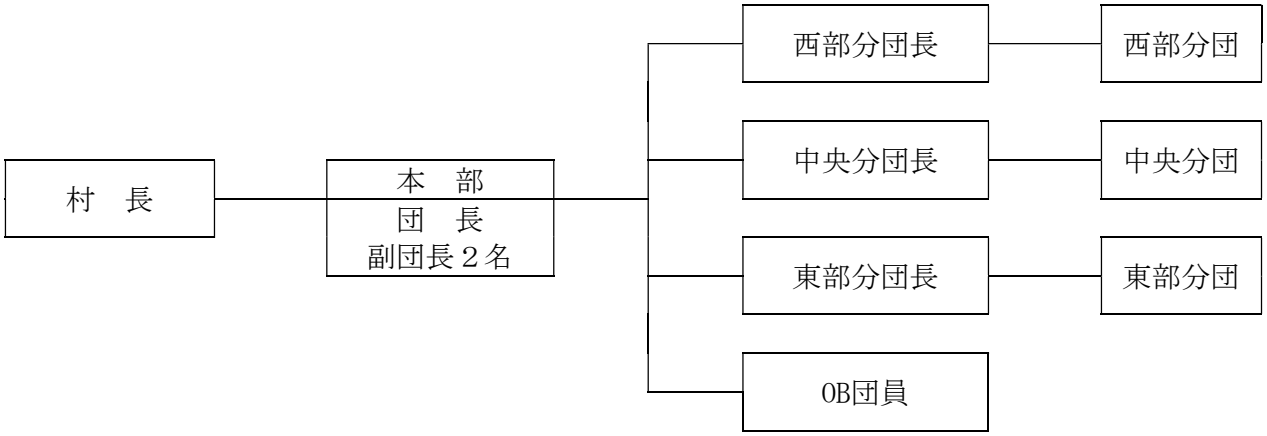

２　消防団員

（令和６年３月 31 日現在）

団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	計
1	2	3	5	10	15	62 (内 OB 団員 38)	98

３　消防団警戒区域責任分担表

（令和６年３月 31 日現在）

分 団 名	担　当　区　域
西部分団	大字長瀬・桂原・笠木・粟飯谷
中央分団	大字寺戸・脇川・槙尾・鳥住・御吉野・堂原
東部分団	大字中戸・赤滝

４　消防施設の配備

（令和６年３月 31 日現在）

消　防　ポ　ン　プ		消　　防　　水　　利		
ポンプ車	小型ポンプ	消火栓	防火水槽	池・川等
3	6	153	33	70

９－２　消防団の配備

種　別	配　備　基　準	配　備　体　制
１号配備	大雨又は暴風警報が発令され、災害が発生するおそれがある場合 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合	団長、副団長は本部に、また、分団長以下は、自宅若しくは消防詰所において待機し、各地域の状況を把握し、本部への連絡をとる。
２号配備	相当規模の災害が発生することが予想される場合	団長、副団長は本部要員とともに各地域を巡視し、また、分団長以下は、消防詰所において待機するとともに各地域の災害を未然に防止できる体制をとる。
３号配備	大規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合	全団員が出動し、災害箇所の復旧活動及び災害の発生するおそれのある箇所において避難誘導、災害防止活動等全力を傾注する。

９－３　防災放送による消防団の出動伝達体制

１　奈良県広域消防組合本部において覚知	①黒滝村役場に電話連絡
（119 番通報）	②黒滝村役場が防災放送
上記の直後（現場到着までに）鎮火、誤報の確認をしたとき	①黒滝村役場に電話連絡
	②黒滝村役場がその旨防災放送
２　奈良県広域消防組合下市消防署黒滝分署において覚知（62-2299 番通報）	①黒滝村役場に電話連絡
３　黒滝村役場において覚知 （62-2031 番通報）	①黒滝村役場が防災放送
上記の直後（現場到着までに）鎮火、誤報の確認をしたとき	①黒滝村役場がその旨防災放送

放送文例
サイレン・・・○○地区○○で○○火災が発生、消防団員は分団長の指揮により出動して下さい。・・・サイレン　（くりかえし）

９－４　業態別防火対象物

（令和６年３月 31 日現在）

１　項　イ	やまなみステージ	1
１　項　ロ	こもれびホール　笠木・桂原・長瀬地区集会所	13
	粟飯谷地区集会所　　赤滝・上平地区集会所　　脇川地区集会所	
	鳥住地区集会所　　堂原地区老人憩の家	
	笠木地区老人憩の家　　寺戸地区老人憩の家　　上中戸地区老人憩の家	
	川戸地区集会所　　槙尾地域防災拠点施設	
５　項　イ	御吉野オートキャンプ場　　きららの森赤岩　　民宿あきちゃん	3
６　項　イ	黒滝村国民健康保険診療所　　黒滝村歯科診療所	2
６　項　ロ	黒滝村デイサービスセンター	1
６項ハ（１）	黒滝村立黒滝こども園	1
７　項	黒滝小学校・中学校	2
８　項	黒滝村旧役場庁舎	1
11　項	正光寺　　遍照寺　　鳳閣寺　　専行寺　　善龍寺　　光徳寺	9
	西光寺　　称念寺　　祐光寺	
12　項　イ	阪中銘木　　(株)徳田銘木　　近藤銘木　　中辻銘木	8
	岡村製麺所　　尾上製麺所　　黒滝村林産物利用体験館	
14　項	大七建設㈱　　黒滝村旧中央公民館	1
15　項	黒滝村地域活性化センター　黒滝郵便局　　黒滝村商工会	7
	奈良県農協黒滝出張所　黒滝村森林組合	
	黒滝村役場	
16　項　イ	黒滝茶屋　　黒滝森物語村森の交流館　道の駅吉野路黒滝	6
16　項　ロ	蓮光寺　　正西寺　　聞光寺　　光照寺　　光明寺　　龍光寺	6
合　　計		61

９－５　村内の危険物施設

（令和６年３月 31 日現在）

製造所	貯蔵所								取扱所						事業所数
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外		給油	第１種	第２種	移送	一般	
－	1	－	－	－	1	－	－	－	0	－	－	－	－	－	1

第 10　災害危険箇所

10－１　急傾斜地崩壊危険箇所

危険箇所番号				箇所名	位置	保全対象							斜面状況		急傾斜施設
					大字	人数 戸数	災害時要援護者施設		避難所		緊急輸送路		がけ高 (m)	勾配 (°)	
							有 1, 無 0	施設名	有 1, 無 0	避難所名	有 1, 無 0	輸送路名	(max)	(max)	有 1, 無 0
Ⅰ	－	818		赤滝　イ	赤滝	22	0		1	善龍寺	0		219.1m	38.9°	0
Ⅱ	－	2243		赤滝　ロ	赤滝	3	0		0		0		211.6m	42.3°	0
Ⅱ	－	2244		赤滝　ハ	赤滝	2	0		0		0		19.8m	63.0°	0
Ⅱ	－	2245		赤滝　ニ	赤滝	3	0		0		0		22.1m	58.3°	0
Ⅱ	－	2246		赤滝　ホ	赤滝	1	0		0		0		92.0m	47.8°	0
Ⅱ	－	2247		赤滝　ヘ	赤滝	1	0		0		0		181.8m	41.7°	0
Ⅰ	－	824	_a	粟飯谷　ロ	粟飯谷	6	0		0		0		95.6m	55.7°	－
Ⅰ	－	824	_b	粟飯谷　ロ	粟飯谷	6	0		1	粟飯谷地区集会所	0		181.0m	49.7°	－
Ⅰ	－	824		粟飯谷　ロ	粟飯谷										1
Ⅰ	－	825		粟飯谷　ヲ	粟飯谷	0	0		0		0		167.2m	40.5°	1
Ⅱ	－	2224		粟飯谷　ニ	粟飯谷	4	0		0		0		118.0m	41.6°	0
Ⅱ	－	2225		粟飯谷　ホ	粟飯谷	2	0		0		0		65.8m	43.3°	0
Ⅱ		2226		粟飯谷　ヘ	粟飯谷	1	0		0		0		86.1m	31.2°	0
Ⅱ		2227		粟飯谷　ト	粟飯谷	4	0		0		0		15.9m	33.6°	0
Ⅱ		2228	_a	粟飯谷　チ	粟飯谷	4	0		1	粟飯谷地区集会所	0		87.5m	38.1°	－
Ⅱ		2228	_b	粟飯谷　チ	粟飯谷	4	0		0		0		79.8m	47.0°	－
Ⅱ		2228		粟飯谷　チ	粟飯谷										0
Ⅱ		2229		粟飯谷　リ	粟飯谷	1	0		0		0		173.3m	53.2°	0
Ⅱ		2230		粟飯谷　ヌ	粟飯谷	4	0		0		0		120.5m	48.1°	0

危険箇所番号				箇所名	位置	保全対象							斜面状況		急傾斜施設
					大字	人数 戸数	災害時要援護者施設		避難所		緊急輸送路		がけ高 (m)	勾配 (°)	
							有 1, 無 0	施設名	有 1, 無 0	避難所名	有 1, 無 0	輸送路名	(max)	(max)	有 1, 無 0
Ⅱ		2231		粟飯谷　ル	粟飯谷	3	0		0		0		139.5m	67.2°	0
Ⅱ		3002		粟飯谷　イ	粟飯谷	3	0		0		0		212.0m	60.8°	0
Ⅱ		3003		粟飯谷　ハ	粟飯谷	2	0		0		0		111.3m	43.3°	0
Ⅰ		795	_a	笠木　イ	笠木	16	0		0		0		110.0m	41.6°	-
Ⅰ		795	_b	笠木　イ	笠木	16	0		0		0		159.8m	41.7°	-
Ⅰ		795	_c	笠木　イ	笠木	16	0		0		0		100.1m	50.2°	-
Ⅰ		795	_d	笠木　イ	笠木	16	0		0		0		66.0m	57.8°	-
Ⅰ		795		笠木　イ	笠木										1
Ⅰ	-	796		笠木　ロ	笠木	7	0		1	笠木地区老人憩の家	0		82.0m	39.1°	1
Ⅱ	-	2250		峰垣内　イ	笠木	4	0		1	笠木地区老人憩の家	0		180.0m	42.2°	0
Ⅱ	-	2251		峰垣内　ロ	笠木	2	0		0		0		137.8m	40.4°	0
Ⅱ	-	2252		峰垣内　ハ	笠木	2	0		0		0		107.0m	45.0°	0
Ⅰ	-	798	_a	桂原　イ	桂原	6	0		0		1	国　道 309 号	109.7m	41.7°	-
Ⅰ	-	798	_b	桂原　イ	桂原	6	0		0		1	国　道 309 号	6.4m	49.5°	-
Ⅰ	-	798		桂原　イ	桂原										1
Ⅰ	-	799		桂原　ロ	桂原	6	0		1	笠木・桂原・長瀬地区集会所	1	国　道 309 号	96.0m	54.8°	1
Ⅰ	-	800		蛇ヶ谷	桂原	6	0		0		1	国　道 309 号	123.1m	47.3°	1
Ⅱ	-	2248		桂原　ハ	桂原	2	0		0		1	国　道 309 号	67.5m	49.7°	0

危険箇所番号				箇所名	位置	保全対象							斜面状況		急傾斜施設
					大字	人数 戸数	災害時要援護者施設		避難所		緊急輸送路		がけ高 (m)	勾配 (°)	
							有 1, 無 0	施設名	有 1, 無 0	避難所名	有 1, 無 0	輸送路名	(max)	(max)	有 1, 無 0
Ⅱ	－	2249	_a	桂原　二	桂原	1	0		0		1	国道309号	75.4m	67.8°	－
Ⅱ	－	2249	_b	桂原　二	桂原	1	0		0		1	国道309号	106.1m	44.9°	－
Ⅱ	－	2249		桂原　二	桂原										0
Ⅰ	－	807		寺戸　イ	寺戸	8	0		1	旧中央公民館、デイサービスセンター	0				1
Ⅰ	－	808		寺戸　ロ	寺戸	4	0		0		0		68.0m	37.3°	0
Ⅰ	－	809	_a	寺戸　ハ	寺戸	16	0		0		0		133.3m	44.2°	－
Ⅰ	－	809	_b	寺戸　ハ	寺戸	16	0		0		0		168.2m	40.3°	－
Ⅰ	－	809		寺戸　ハ	寺戸										0
Ⅱ	－	2233		下寺戸	寺戸	3	0		0		0		145.5m	36.6°	0
Ⅱ	－	2240		寺戸　ニ	寺戸	2	0		0		0		39.6m	43.9°	0
Ⅰ	－	805		堂原　イ	堂原	6	0		1	堂原地区老人憩の家	0		67.8m	59.7°	0
Ⅰ	－	806		堂原　ロ	堂原	14	0		0		0		98.5m	45.0°	1
Ⅱ	－	2232	_a	堂原　ハ	堂原	4	0		0		0		142.5m	41.7°	－
Ⅱ	－	2232	_b	堂原　ハ	堂原	4	0		0		0		11.8m	56.3°	－
Ⅱ	－	2232		堂原　ハ	堂原										0
Ⅰ	－	822	_a	鳥住　イ	鳥住	19	0		0		0		66.0m	48.6°	－
Ⅰ	－	822	_b	鳥住　イ	鳥住	19	0		1	鳥住地区集会所	0		182.0m	42.3°	－
Ⅰ	－	822	_c	鳥住　イ	鳥住	19	0		0		0		20.5m	63.3°	－
Ⅰ	－	822	_d	鳥住　イ	鳥住	19	0		0		0		124.0m	39.2°	－
Ⅰ	－	822		鳥住　イ	鳥住										1

危険箇所番号				箇所名	位置	保全対象							斜面状況		急傾斜施設
					大字	人数 戸数	災害時要援護者施設		避難所		緊急輸送路		がけ高 (m)	勾配 (°)	
							有1, 無0	施設名	有1, 無0	避難所名	有1, 無0	輸送 路名	(max)	(max)	有1, 無0
Ⅱ	－	2220		鳥住　ロ	鳥住	1	0		0		0		129.9m	41.0°	0
Ⅱ	－	2221		鳥住　ハ	鳥住	3	0		0		0		143.3m	41.8°	0
Ⅱ	－	2222		鳥住　ニ	鳥住	2	0		0		0		219.1m	38.9°	0
Ⅰ	－	801		長瀬　イ	長瀬	3	0		1	長瀬地区集会所	0		211.6m	42.3°	0
Ⅰ	－	802		長瀬　ロ	長瀬	11	0		0		0		19.8m	63.0°	0
Ⅰ	－	803	_a	長瀬　ハ	長瀬	6	0		0		0		22.1m	58.3°	－
Ⅰ	－	803	_b	長瀬　ハ	長瀬	6	0		0		0		92.0m	47.8°	－
Ⅰ	－	803		長瀬　ハ	長瀬										1
Ⅰ	－	811		川戸　イ	中戸	10	0		0		0		181.8m	41.7°	1
Ⅰ	－	812		川戸　ロ	中戸	31	0		1	川戸地区集会所	0		95.6m	55.7°	1
Ⅰ	－	813	_a	片透	中戸	12	0		0		0		181.0m	49.7°	－
Ⅰ	－	813	_b	片透	中戸	12	0		0		0		167.2m	40.5°	－
Ⅰ	－	813		片透	中戸										1
Ⅰ	－	814		零垣内	中戸	8	0		0		0		118.0m	41.6°	0
Ⅰ	－	815		零口	中戸	8	0		0		0		65.8m	43.3°	1
Ⅰ	－	816	_a	上中戸	中戸	26	0		0		0		86.1m	31.2°	－
Ⅰ	－	816	_b	上中戸	中戸	26	0		0		0		15.9m	33.6°	－
Ⅰ	－	816	_c	上中戸	中戸	26	0		1	上中戸地区老人憩の家	0		87.5m	38.1°	－
Ⅰ	－	816		上中戸	中戸										1
Ⅰ	－	817	_a	上平	中戸	10	0		1	光徳寺	0		79.8m	47.0°	－
Ⅰ	－	817	_b	上平	中戸	10	0		0		0		173.3m	53.2°	－
Ⅰ	－	817	_c	上平	中戸	10	0		0		0		120.5m	48.1°	－

危険箇所番号				箇所名	位置	保全対象							斜面状況		急傾斜施設
					大字	人数 戸数	災害時要援護者施設		避難所		緊急輸送路		がけ高 (m)	勾配 (°)	
							有 1, 無 0	施設名	有 1, 無 0	避難所名	有 1, 無 0	輸送 路名	(max)	(max)	有 1, 無 0
Ⅰ	－	817		上平	中戸										1
Ⅱ	－	2253		小戸	中戸	3	0		0		0		219.1m	38.9°	0
Ⅱ	－	2241		零　ハ	中戸	3	0		1	中戸自治会館	0		211.6m	42.3°	0
Ⅱ	－	2242		零　ニ	中戸	3	0		0		0		19.8m	63.0°	0
Ⅰ	－	821	_a	槙尾	槙尾	19	0		1	槙尾地域防災拠点施設	0		22.1m	58.3°	－
Ⅰ	－	821	_b	槙尾	槙尾	19	0		0		0		92.0m	47.8°	－
Ⅰ	－	821		槙尾	槙尾										1
Ⅱ	－	2223		槙尾　イ	槙尾	4	0		0		0		181.8m	41.7°	0
Ⅱ	－	2235		槙尾　ロ	槙尾	2	0		0		0		95.6m	55.7°	0
Ⅰ	－	804	_a	御吉野　イ	御吉野	10	0		0		0		181.0m	49.7°	－
Ⅰ	－	804	_b	御吉野　イ	御吉野	10	0		0		0		167.2m	40.5°	－
Ⅰ	－	804	_c	御吉野　イ	御吉野	10	0		0		0		118.0m	41.6°	－
Ⅰ	－	804		御吉野　イ	御吉野										0
Ⅱ	－	2234		御吉野　ロ	御吉野	4	0		0		0		65.8m	43.3°	0
Ⅰ	－	820		脇川　イ	脇川	5	0		1	脇川地区集会所	0		86.1m	31.2°	1
Ⅱ	－	2236		槙尾　ハ	脇川	2	0		0		0		15.9m	33.6°	0
Ⅱ	－	2237		槙尾　ニ	脇川	3	0		0		0		87.5m	38.1°	0
Ⅱ	－	2238		脇川　ロ	脇川	4	0		1	脇川地区集会所	0		79.8m	47.0°	0
Ⅱ	－	2239		脇川　ハ	脇川	3	0		0		0		173.3m	53.2°	0

10－２　土石流危険渓流

渓流番号		河川名			位置	人家戸数	保全対象					
							災害要援護者施設		避難所		緊急輸送路	
		水系名	河川名	渓流名	大字		有 1，無 0	施設名	有 1，無 0	施設所名	有 1，無 0	輸送路名
黒ＫⅡ34		紀ノ川	黒滝川	赤滝Ａ谷	赤滝	2	0		0		0	
黒ＫⅡ35		紀ノ川	黒滝川	赤滝Ｂ谷	赤滝	3	0		1	善龍寺	0	
黒ＫⅡ36		紀ノ川	黒滝川		赤滝	2	0		0		0	
黒ＫⅠ1		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷Ｆ谷	粟飯谷	5	0		0		0	
黒ＫⅡ1		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷Ａ谷	粟飯谷	2	0		0		0	
黒ＫⅡ10		紀ノ川	丹生川	粟飯谷大沢	粟飯谷	2	0		0		0	
黒ＫⅡ11		紀ノ川	粟飯谷川	下粟飯谷沢	粟飯谷	1	0		0		0	
黒ＫⅡ12		紀ノ川	丹生川	粟飯谷中沢	粟飯谷	3	0		0		0	
黒ＫⅡ13		紀ノ川	粟飯谷川	中粟飯谷沢	粟飯谷	1	0		0		0	
黒ＫⅡ2		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷Ｃ谷	粟飯谷	1	0		0		0	
黒ＫⅡ3		紀ノ川	丹生川	粟飯谷中谷	粟飯谷	2	0		0		0	
黒ＫⅡ4		紀ノ川	丹生川	粟飯谷大谷	粟飯谷	3	0		0		0	
黒ＫⅡ5		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷川源流	粟飯谷	4	0		0		0	
黒ＫⅡ6		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷Ｅ谷	粟飯谷	2	0		0		0	
黒ＫⅡ7		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷Ｂ谷	粟飯谷	4	0		0		0	
黒ＫⅡ8		紀ノ川	粟飯谷川	粟飯谷Ｇ谷	粟飯谷	1	0		0		0	
黒ＫⅡ9		紀ノ川	粟飯谷川	上粟飯谷沢	粟飯谷	1	0		0		0	
黒ＫⅠ19		紀ノ川	笠木川	笠木中沢	笠木		0		0		0	
黒ＫⅠ5		紀ノ川	笠木川	笠木下沢	笠木	8	0		0		1	国道 309 号
黒ＫⅠ6		紀ノ川	笠木川	築川	笠木	21	0		0		1	国道 309 号
黒ＫⅡ18		紀ノ川	笠木川	笠木上沢	笠木	1	0		0		1	国道 309 号

渓流番号		河川名			位置	人家戸数	保全対象					
							災害要援護者施設		避難所		緊急輸送路	
		水系名	河川名	渓流名	大字		有 1, 無 0	施設名	有 1, 無 0	施設所名	有 1, 無 0	輸送路名
黒ＫⅡ19		紀ノ川	笠木川	笠木大谷	笠木	2	0		0		1	国道 309 号
黒ＫⅡ20		紀ノ川	笠木川	笠木中沢	笠木	0	0		1	笠木地区老人憩の家	1	国道 309 号
黒ＫⅡ21		紀ノ川	笠木川	笠木中谷	笠木	1	0		1	笠木地区老人憩の家	1	国道 309 号
黒ＫＩ3		紀ノ川	笠木川	桂原Ｂ沢	桂原	5	0		1	笠木・桂原・長瀬地区集会所	1	国道 309 号
黒ＫＩ4		紀ノ川	笠木川	桂原Ｄ沢	桂原	6	0		0		1	国道 309 号
黒ＫⅡ16		紀ノ川	笠木川	桂原沢	桂原	2	0		0		1	国道 309 号
黒ＫⅡ17		紀ノ川	笠木川	桂原Ｃ沢	桂原	1	0		0		0	
黒ＫＩ10	_a	紀ノ川	黒滝川	寺戸Ｃ谷	寺戸	18	0		1	旧中央公民館、デイサービスセンター	0	

渓流番号		河川名			位置	人家戸数	保全対象						砂防設備等
							災害要援護者施設		避難所		緊急輸送路		
		水系名	河川名	渓流名	大字		有1，無0	施設名	有1，無0	施設所名	有1，無0	輸送路名	有1，無0
黒ＫⅠ10	_b	紀ノ川	黒滝川	寺戸Ｃ谷	寺戸		0		1	旧中央公民館、デイサービスセンター	0		－
黒ＫⅠ10		紀ノ川	黒滝川	寺戸Ｃ谷	寺戸								1
黒ＫⅠ14		紀ノ川	黒滝川	寺戸沢Ｂ	寺戸		0		0		0		0
黒ＫⅠ20		紀ノ川	丹生川	寺戸川谷Ａ	寺戸		0		0		0		0
黒ＫⅠ9	_a	紀ノ川	丹生川	下寺戸沢	寺戸		0		1	黒滝こども園	0		－
黒ＫⅠ9	_b	紀ノ川	丹生川	下寺戸沢	寺戸		0		1	黒滝こども園	0		－
黒ＫⅠ9		紀ノ川	丹生川	下寺戸沢	寺戸								1
黒ＫⅡ23		紀ノ川	丹生川	堂原沢Ｂ	寺戸		0		0		0		0
黒ＫⅡ24		紀ノ川	丹生川	寺戸川谷Ａ	寺戸		0		0		0		0
黒ＫⅡ25		紀ノ川	丹生川	寺戸川谷Ｂ	寺戸		0		0		0		0
黒ＫⅠ8		紀ノ川	丹生川	堂原沢Ａ	堂原		0		1	堂原地区老人憩の家	0		1
黒ＫⅡ22	_a	紀ノ川	丹生川	寺戸Ｂ谷	堂原		0		0		0		－
黒ＫⅡ22	_b	紀ノ川	丹生川	寺戸Ｂ谷	堂原		0		0		0		－
黒ＫⅡ22		紀ノ川	丹生川	寺戸Ｂ谷	堂原		0						0
黒ＫⅠ2		紀ノ川	丹生川	長瀬沢Ａ	長瀬		0		0		0		0
黒ＫⅡ14		紀ノ川	丹生川	長瀬沢Ｂ	長瀬		0		0		0		0
黒ＫⅡ15		紀ノ川	丹生川	長瀬沢Ｃ	長瀬		0		0		0		0
黒ＫⅠ15		紀ノ川	黒滝川	中戸沢	中戸		0		0		0		0
黒ＫⅠ16		紀ノ川	丹生川	中戸Ｂ沢	中戸		0		0		0		0
黒ＫⅠ17		紀ノ川	丹生川	中戸Ａ沢	中戸		0		0		0		1
黒ＫⅠ18		紀ノ川	黒滝川	中山谷	中戸		0		0		0		1
黒ＫⅡ33	_a	紀ノ川	黒滝川	中戸沢	中戸		0		0		0		－

渓流番号		河川名			位置	人家戸数	保全対象						砂防設備等
							災害要援護者施設		避難所		緊急輸送路		
		水系名	河川名	渓流名	大字		有 1，無 0	施設名	有 1，無 0	施設所名	有 1，無 0	輸送路名	有 1，無 0
黒 KⅡ33	_b	紀ノ川	黒滝川	中戸沢	中戸		0		0		0		－
黒 KⅡ33		紀ノ川	黒滝川	中戸沢	中戸								0
黒 KⅠ11		紀ノ川	脇川	槙尾 A 沢	槙尾		0		0		0		1
黒 KⅠ12		紀ノ川	槙尾川	追谷	槙尾		0		1	槙尾地域防災拠点施設	0		0
黒 KⅠ13		紀ノ川	脇川	槙尾沢	槙尾		0		0		0		0
黒 KⅡ31		紀ノ川	脇川	槙尾 B 沢	槙尾		0		0		0		0
黒 KⅡ32		紀ノ川	槙尾川	槙尾 C 沢	槙尾		0		1	槙尾地域防災拠点施設	0		0
黒 KⅠ7		紀ノ川	丹生川	御吉野川	御吉野		0		0		0		0
黒 KⅡ26		紀ノ川	脇川	脇川谷 A	脇川		0		0		0		0
黒 KⅡ27		紀ノ川	脇川	脇川谷 C	脇川		0		0		0		1
黒 KⅡ28		紀ノ川	脇川	脇川谷 E	脇川		0		0		0		0
黒 KⅡ29		紀ノ川	脇川	脇川谷 C	脇川		0		0		0		0
黒 KⅡ30		紀ノ川	脇川	脇川谷 B	脇川		0		0		0		0

10－３　急傾斜地崩壊危険区域

整理番号	区域名	面積	告示日	告示番号	市町村名
134	片透	1.52ha	昭和 52 年 6 月 17 日	150 号	黒滝村中戸
135	槙尾	4.0ha	昭和 54 年 7 月 31 日	244 号	黒滝村槙尾
136	赤滝(イ)	8.8ha	昭和 54 年 11 月 20 日	487 号	黒滝村赤滝
137	赤滝(ロ)	38.9ha	昭和 54 号 11 月 20 日	487 号	黒滝村赤滝
138	川戸(イ)	1.1ha	昭和 55 年 8 月 12 日	325 号	黒滝村中戸
139	川戸(ロ)	1.3ha	昭和 55 年 8 月 12 日	325 号	黒滝村中戸
140	笠木(イ)	0.75ha	昭和 58 年 3 月 25 日	752 号	黒滝村笠木
141	笠木(ロ)	12.5ha	昭和 58 年 3 月 25 日	752 号	黒滝村笠木
142	蛇ケ谷	0.05ha	昭和 58 年 3 月 25 日	752 号	黒滝村桂原
143	桂原(イ)	1.36ha	昭和 58 年 3 月 25 日	752 号	黒滝村桂原
144	桂原(ロ)	0.8ha	昭和 58 年 3 月 25 日	752 号	黒滝村桂原
145	中戸	6ha	昭和 58 年 3 月 25 日	752 号	黒滝村中戸
146	粟飯谷(イ)	0.4ha	昭和 58 年 11 月 22 日	519 号	黒滝村粟飯谷
147	粟飯谷(ロ)	1.5ha	昭和 58 年 11 月 22 日	519 号	黒滝村粟飯谷
148	粟飯谷(ハ)	0.5ha	昭和 58 年 11 月 22 日	519 号	黒滝村粟飯谷
149	雫	1.6ha	昭和 58 年 11 月 22 日	519 号	黒滝村中戸
150	鳥住	2.1ha	昭和 59 年 6 月 15 日	215 号	黒滝村鳥住
151	寺戸(イ)	0.7ha	昭和 61 年 1 月 7 日	601 号	黒滝村寺戸
152	寺戸(ロ)	1.01ha	昭和 61 年 1 月 7 日	601 号	黒滝村寺戸
153	上平	1.0ha	昭和 61 年 1 月 7 日	601 号	黒滝村中戸
154	黒滝笠木	2.5ha	昭和 63 年 5 月 10 日	111 号	黒滝村笠木
211	寺戸堂原	4.95ha	平成 4 年 1 月 17 日	485 号	黒滝村寺戸、堂原
228	脇川(イ)	1.8ha	平成 4 年 9 月 11 日	321 号	黒滝村脇川
229	脇川(ロ)	0.7ha	平成 4 年 9 月 11 日	322 号	黒滝村脇川
254-1	長瀬	1.20ha	平成 6 年 4 月 22 日	39 号	黒滝村長瀬
254-2	長瀬	1.12 (計 2.32)ha	平成 19 年 1 月 30 日	464 号	黒滝村長瀬
384	上平	0.6ha	平成 14 年 3 月 15 日	599 号	黒滝村中戸
385	寺戸	1.2ha	平成 14 年 3 月 15 日	600 号	黒滝村寺戸
395	御吉野(イ)	1.53ha	平成 15 年 12 月 19 日	448 号	黒滝村御吉野
410	堂原(ロ)	2.08ha	平成 16 年 4 月 27 日	75 号	黒滝村堂原

10－４　砂防指定地

整理番号	渓流名	指定年月日	告示番号	水系
紀 018	笠木川	昭和 29 年 6 月 8 日	1081	紀ノ川
紀 019	黒滝川	昭和 30 年 10 月 7 日	1234	紀ノ川
紀 020	川谷川	昭和 38 年 4 月 5 日	1178	紀ノ川
紀 021	柏原谷	昭和 30 年 10 月 7 日	1234	紀ノ川
紀 022	アソ谷	昭和 30 年 10 月 7 日	1234	紀ノ川
紀 022-2	アソ谷	昭和 63 年 11 月 8 日	2147	紀ノ川
紀 023	脇川	昭和 38 年 4 月 5 日	1178	紀ノ川
紀 024	槙尾川	昭和 38 年 4 月 5 日	1178	紀ノ川
紀 025	栃原川	昭和 34 年 8 月 6 日	1442	紀ノ川
紀 026	秋野川	昭和 38 年 4 月 5 日	1178	紀ノ川
紀 027	栃本川	昭和 30 年 10 月 7 日	1234	紀ノ川
紀 072	川谷川	平成 11 年 2 月 17 日	223	紀ノ川

10－５　山地災害危険地区

市町村	大字	字	面積又は延長	予想される危険	人家戸数(戸)	公共施設	道路
黒滝村	笠木	ソイ谷	2	山腹崩壊			国
黒滝村	笠木	向林	3	山腹崩壊	2		国
黒滝村	笠木	大肘	7	山腹崩壊	2		国
黒滝村	笠木	カリギ	2	山腹崩壊			国
黒滝村	笠木	谷垣内	5	山腹崩壊	13		国
黒滝村	笠木	下垣内	7	山腹崩壊	20		国
黒滝村	笠木	土ウラ	10	山腹崩壊	7		国
黒滝村	桂原	宮垣内	2	山腹崩壊	15		国
黒滝村	桂原	下垣内	8	山腹崩壊	19		国
黒滝村	桂原	蛇ヶ谷	4	山腹崩壊	5	道の駅　吉野路黒滝	国
黒滝村	長瀬	ウルバ谷	3	山腹崩壊	18		県
黒滝村	長瀬	陰地垣	10	山腹崩壊	40		村
黒滝村	長瀬	寺前	2	山腹崩壊	15	道の駅　吉野路黒滝	県
黒滝村	長瀬	芝坂の下	4	山腹崩壊	16		
黒滝村	長瀬	吉村垣内	3	山腹崩壊	25	道の駅　吉野路黒滝	村
黒滝村	御吉野	西浦宅下	3	山腹崩壊	4		
黒滝村	御吉野	全域	4	山腹崩壊	36		県
黒滝村	堂原	中学校の裏	1	山腹崩壊		わかすぎふれあいセンター	
黒滝村	堂原	ナメヲガラ	4	山腹崩壊		わかすぎふれあいセンター	

第 10　災害危険箇所

市町村	大字	字	面積又は延長	予想される危険	人家戸数(戸)	公共施設	道路
黒滝村	堂原	寺垣内	3	山腹崩壊	23		
黒滝村	堂原	上堂原	3	山腹崩壊	9		県
黒滝村	寺戸	黒滝	1	山腹崩壊	25	旧中央公民館	
黒滝村	寺戸	本立	1	山腹崩壊	10		
黒滝村	寺戸	出合	3	山腹崩壊	29	役場	県
黒滝村	寺戸	出合	2	山腹崩壊	7	小学校・中学校	県
黒滝村	中戸	雫	12	山腹崩壊	20		県
黒滝村	中戸	上平赤岩向い	6	山腹崩壊			県
黒滝村	中戸	川合ヤガイト	6	山腹崩壊			県
黒滝村	中戸	川合大岩	4	山腹崩壊			県
黒滝村	中戸	川合ウツギ	6	山腹崩壊			県
黒滝村	中戸	下川戸	3	山腹崩壊	15		県
黒滝村	中戸	上川戸	3	山腹崩壊	27		県
黒滝村	中戸	片透	6	山腹崩壊	7		
黒滝村	中戸	雫	3	山腹崩壊	17		県
黒滝村	中戸	寺垣内	4	山腹崩壊	23		
黒滝村	中戸	上中戸	2	山腹崩壊	15		村
黒滝村	中戸	上平	5	山腹崩壊	12		
黒滝村	赤滝	足谷口	11	山腹崩壊			村
黒滝村	赤滝	下垣内	3	山腹崩壊	12		県
黒滝村	赤滝	日裏垣内	2	山腹崩壊	26		県
黒滝村	赤滝	久保垣内	5	山腹崩壊	12		
黒滝村	赤滝	北野	1	山腹崩壊	5		
黒滝村	脇川	宇原垣内	4	山腹崩壊	12		県
黒滝村	脇川	寺垣内	2	山腹崩壊	21		
黒滝村	脇川	田平口	1	山腹崩壊	12		県
黒滝村	脇川	上脇川	4	山腹崩壊	9		
黒滝村	槙尾	下垣内	8	山腹崩壊	10		県
黒滝村	槙尾	寺垣内	2	山腹崩壊	2		県
黒滝村	槙尾	奥田垣内	6	山腹崩壊	14		県
黒滝村	鳥住	瀬の奥	5	山腹崩壊	10		県
黒滝村	鳥住		4	山腹崩壊	10		
黒滝村	粟飯谷	下垣内	1	山腹崩壊	10		村
黒滝村	粟飯谷	寺垣内	5	山腹崩壊	12		村
黒滝村	粟飯谷	宮垣内	4	山腹崩壊	7		村
黒滝村	脇川		9	山腹崩壊			県
黒滝村	赤滝	田口垣内	1	山腹崩壊	7		県
黒滝村	脇川	田平口	1	山腹崩壊	3		他

市町村	大字	字	面積又は延長	予想される危険	人家戸数(戸)	公共施設	道路
黒滝村	笠木		7	山腹崩壊			国
黒滝村	粟飯谷		5	山腹崩壊	7		村
黒滝村	粟飯谷		8	山腹崩壊	4		村
黒滝村	槙尾	アイゼンダニ	7	山腹崩壊		簡易水道施設	林
黒滝村	笠木	トイ谷	1100	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	笠木	アンノ奥谷	800	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	笠木	フロオ谷	1150	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	笠木	フロン谷	600	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	桂原	湯谷	500	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	桂原	北の谷	600	崩壊土砂流出	5		国
黒滝村	桂原	上宮谷	600	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	桂原	下宮谷	500	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	長瀬	ウルシ谷	600	崩壊土砂流出	10		国
黒滝村	堂原	マクレサエ	970	崩壊土砂流出	20		県
黒滝村	御吉野		1300	崩壊土砂流出	5		県
黒滝村	堂原		350	崩壊土砂流出	5		県
黒滝村	寺戸	ｳｿｲ谷	350	崩壊土砂流出	10	こども園	県
黒滝村	中戸	柏原谷	1300	崩壊土砂流出	10	水道施設	県
黒滝村	中戸	雫狸穴谷	300	崩壊土砂流出	10		県
黒滝村	中戸	上平フロノ奥	600	崩壊土砂流出	10	水道施設	県
黒滝村	赤滝	栃倉川	1050	崩壊土砂流出	5		県
黒滝村	赤滝	極楽川	1100	崩壊土砂流出	20	水道施設	県
黒滝村	赤滝	細尾川	450	崩壊土砂流出	5		県
黒滝村	脇川	谷口谷	800	崩壊土砂流出	20		県
黒滝村	脇川	西谷川	500	崩壊土砂流出	10		村
黒滝村	槙尾	追谷川	700	崩壊土砂流出	20		村
黒滝村	槙尾	奥田川	600	崩壊土砂流出	20		村
黒滝村	鳥住	セイノス川	700	崩壊土砂流出	10		県
黒滝村	粟飯谷	桂谷川	500	崩壊土砂流出	10		村
黒滝村	粟飯谷	植川	500	崩壊土砂流出	10		村
黒滝村	粟飯谷	妙見谷川	500	崩壊土砂流出	3		村
黒滝村	粟飯谷	久保川	600	崩壊土砂流出	10	集会所	村
黒滝村	粟飯谷	仲の谷川	800	崩壊土砂流出	10	集会所	村
黒滝村	粟飯谷	ワスボ	700	崩壊土砂流出	10	集会所	村
黒滝村	赤滝	丹後谷	700	崩壊土砂流出			村

10－６　道路危険箇所

路線名	危険箇所		危険内容	迂回路
	所在地	延長（m）		
一般国道 309 号	笠木	2,215	落石・崩壊	無
	桂原	411	落石・崩壊	無
主要地方道洞川下市	中戸	2,977	落石・崩壊	有
	鳥住	360	落石・崩壊	有
一般県道赤滝五條	赤滝	376	落石・崩壊	無
	中戸	1,473	落石・崩壊	無
	寺戸	354	落石・崩壊	無
	堂原	216	落石・崩壊	無
	御吉野	353	落石・崩壊	無
	長瀬	208	落石・崩壊	無

10－７　孤立予想地区

（令和６年３月 31 日現在）

地区	世帯数	人員
笠木	14	23
桂原	20	35
長瀬	38	72
御吉野	11	23
堂原	19	28
寺戸	65	120
中戸	50	86
赤滝	33	61
脇川	31	56
槙尾	12	23
鳥住	12	24
粟飯谷	26	48

10－８　土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

１　急傾斜地の崩壊危険区域

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
1	笠木　イ	笠木-001 急	1	Ⅰ-795_a	1	Ⅰ-795	1
2		笠木-002 急	1	Ⅰ-795_b	1		
3		笠木-003 急	1	Ⅰ-795_c	1		
4		笠木-004 急	1	Ⅰ-795_d-1	1		
5		笠木-005 急	1	Ⅰ-795_d-2	1		
6	笠木　ロ	笠木-006 急	1	Ⅰ-796-1	1	Ⅰ-796	1
7		笠木-007 急	1	Ⅰ-796-2	1		
8		笠木-008 急	1	Ⅰ-796-3	1		
9	峯垣内　イ	笠木-009 急	1	Ⅰ-2250-1	1	Ⅰ-2250	1
10		笠木-010 急	1	Ⅰ-2250-2	1		
11		笠木-011 急	1	Ⅰ-2250-3	1		
12	峯垣内　ロ	笠木-012 急	1	Ⅱ-2251	1	Ⅱ-2251	1
13	峯垣内　ハ	笠木-013 急	1	Ⅱ-2252	1	Ⅱ-2252	1
14	桂原　イ	桂原-001 急	1	Ⅰ-798_a	1	Ⅰ-798	1
15		桂原-002 急	1	Ⅰ-798_b	1		
16	桂原　ロ	桂原-003 急	1	Ⅰ-799-1	1	Ⅰ-799	1
17		桂原-004 急	1	Ⅰ-799-2	1		
18	蛇ヶ谷	桂原-005 急	1	Ⅰ-800	1	Ⅰ-800	1
19	桂原　ハ	桂原-006 急	1	Ⅱ-2248	1	Ⅱ-2248	1
20	桂原　ニ	桂原-007 急	1	Ⅱ-2249_a	1	Ⅱ-2249	1
21		桂原-008 急	1	Ⅱ-2249_b	1		
22	長瀬　イ	長瀬-001 急	1	Ⅰ-801	1	Ⅰ-801	1
23	長瀬　ロ	長瀬-002 急	1	Ⅰ-802	1	Ⅰ-802	1
24	長瀬　ハ	長瀬-003 急	1	Ⅰ-803_1	1	Ⅰ-803	1
25	御吉野　イ	御吉野-001 急	1	Ⅰ-804_1	1	Ⅰ-804	1
26		御吉野-002 急	1	Ⅰ-804_2	1		
27		御吉野-003 急	1	Ⅰ-804_3	1		
28	御吉野　ロ	御吉野-004 急	1	Ⅱ-2234	1	Ⅱ-2234	1
29	堂原　イ	堂原-001 急	1	Ⅰ-805	1	Ⅰ-805	1
30	堂原　ロ	堂原-002 急	1	Ⅰ-806	1	Ⅰ-806	1
31	堂原　ハ	堂原-003 急	1	Ⅱ-2232_1	1	Ⅱ-2232	1
32		堂原-004 急	1	Ⅱ-2232_2	1		
33	寺戸　イ	寺戸-001 急	1	Ⅰ-807_1	1	Ⅰ-807	1
				Ⅰ-807_2	1		
				Ⅰ-807_3	1		
34	寺戸　ロ	寺戸-002 急	1	Ⅰ-808	1	Ⅰ-808	1
35	寺戸　ハ	寺戸-003 急	1	Ⅰ-809_1	1	Ⅰ-809	1

第 10　災害危険箇所

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
36		寺戸-004 急	1	Ⅰ-809_2	1		
37	下寺戸	寺戸-005 急	1	Ⅱ-2233	1	Ⅱ-2233	1
38	寺戸　ニ	寺戸-006 急	1	Ⅱ-2240	1	Ⅱ-2240	1
39	赤滝　イ	赤滝-001 急	1	Ⅰ-818	1	Ⅰ-818	1
40	赤滝　ロ	赤滝-002 急	1	Ⅱ-2243	1	Ⅱ-2243	1
41	赤滝　ハ	赤滝-003 急	1	Ⅱ-2244	1	Ⅱ-2244	1
42	赤滝　ニ	赤滝-004 急	1	Ⅱ-2245	1	Ⅱ-2245	1
43	赤滝　ホ	赤滝-005 急	1	Ⅱ-2246	1	Ⅱ-2246	1
44	赤滝　ヘ	赤滝-006 急	1	Ⅱ-2247	1	Ⅱ-2247	1
45	脇川　イ	脇川-001 急	1	Ⅰ-820	1	Ⅰ-820	1
46	槙尾　ニ	脇川-002 急	1	Ⅱ-2237	1	Ⅱ-2237	1
47	脇川　ロ	脇川-003 急	1	Ⅱ-2238	1	Ⅱ-2238	1
48	脇川　ハ	脇川-004 急	1	Ⅱ-2239	1	Ⅱ-2239	1
49	脇川	脇川-005 急	1		1		1
50	槙尾	槙尾-001 急	1	Ⅰ-821_a-1	1	Ⅰ-821	1
51		槙尾-002 急	1	Ⅰ-821_a-2	1		
52		槙尾-003 急	1	Ⅰ-821_a-3	1		
53		槙尾-004 急	1	Ⅰ-821_a-4	1		
54		槙尾-005 急	1	Ⅰ-821_a-5	1		
55		槙尾-006 急	1	Ⅰ-821_b	1		
56	槙尾　イ	槙尾-007 急	1	Ⅱ-2223	1	Ⅱ-2223	1
57	槙尾　ロ	槙尾-008 急	1	Ⅱ-2235	1	Ⅱ-2235	1
58	槙尾　ハ	槙尾-009 急	1	Ⅱ-2236	1	Ⅱ-2236	1
59	鳥住　イ	鳥住-001 急	1	Ⅰ-822_a	1	Ⅰ-822	1
60		鳥住-002 急	1	Ⅰ-822_b	1		
61		鳥住-003 急	1	Ⅰ-822_c	1		
62		鳥住-004 急	1	Ⅰ-822_d	1		
63	鳥住　ロ	鳥住-005 急	1	Ⅱ-2220	1	Ⅱ-2220	1
64	鳥住　ハ	鳥住-006 急	1	Ⅱ-2221	1	Ⅱ-2221	1
65	鳥住　ニ	鳥住-007 急	1	Ⅱ-2222	1	Ⅱ-2222	1
66	粟飯谷　ロ	粟飯谷-001 急	1	Ⅰ-824_1	1	Ⅰ-824	1
				Ⅱ-2229	1	Ⅱ-2229	1
67		粟飯谷-002 急	1	Ⅰ-824_2	1	Ⅰ-824	1
				Ⅱ-2227	1	Ⅱ-2227	1
68	粟飯谷　ハ	粟飯谷-003 急	1	Ⅰ-825	1	Ⅰ-825	1
				Ⅱ-3003	1	Ⅱ-3003	1
69	粟飯谷　ホ	粟飯谷-004 急	1	Ⅱ-2225	1	Ⅱ-2225	1
70	粟飯谷　ヘ	粟飯谷-005 急	1	Ⅱ-2226	1	Ⅱ-2226	1
				Ⅱ-3002	1	Ⅱ-3002	1
71	粟飯谷　チ	粟飯谷-006 急	1	Ⅱ-2228_1	1	Ⅱ-2228	1

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
72		粟飯谷-007 急	1	Ⅱ-2228_2	1		
73	粟飯谷　ヌ	粟飯谷-008 急	1	Ⅱ-2230	1	Ⅱ-2230	1
74	粟飯谷　ル	粟飯谷-009 急	1	Ⅱ-2231	1	Ⅱ-2231	1
75	川戸　イ	中戸-001-1 急	1	Ⅰ-811-01	1	Ⅰ-811	1
76		中戸-001-2 急	1	Ⅰ-811-02	1		
77	川戸　ロ	中戸-002 急	1	Ⅰ-812	1	Ⅰ-812	1
78	片透	中戸-003 急	1	Ⅰ-813_a	1	Ⅰ-813	1
79		中戸-004 急	1	Ⅰ-813_b	1		
80	雫垣内	中戸-005 急	1	Ⅰ-814-01	1	Ⅰ-814	1
81		中戸-006 急	1	Ⅰ-814-02	1		
82	雫　ロ	中戸-007 急	1	Ⅰ-815	1	Ⅰ-815	1
83	上中戸	中戸-008 急	1	Ⅰ-816_a	1	Ⅰ-816	1
84		中戸-009 急	1	Ⅰ-816_b	1		
85	上平	中戸-010 急	1	Ⅰ-817_a-01	1	Ⅰ-817	1
86		中戸-011 急	1	Ⅰ-817_a-02	1		
87		中戸-012 急	1	Ⅰ-817_b-01	1		
88		中戸-013 急	1	Ⅰ-817_b-02	1		
89		中戸-014 急	1	Ⅰ-817_c	1		
90	雫　ハ	中戸-015 急	1	Ⅱ-2241	1	Ⅱ-2241	1
91	雫　ニ	中戸-016 急	1	Ⅱ-2242	1	Ⅱ-2242	1
92	小戸	中戸-017 急	1	Ⅱ-2252	1	Ⅱ-2252	1
	合計		92		98		64

2　土石流危険区域

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
1	笠木下沢	笠木-001 土	1	黒ＫⅠ 5	1	黒ＫⅠ 5	1
2	簗川	笠木-002 土	1	黒ＫⅠ 6	1	黒ＫⅠ 6	1
3	笠木上沢	笠木-003 土	1	黒ＫⅡ 18	1	黒ＫⅡ 18	1
4	笠木大谷	笠木-004 土	1	黒ＫⅡ 19	1	黒ＫⅡ 19	1
5	笠木中沢	笠木-005 土	1	黒ＫⅡ 20	1	黒ＫⅡ 20	1
6	笠木中谷	笠木-006 土	1	黒ＫⅡ 21	1	黒ＫⅡ 21	1
7	桂原Ｂ沢	桂原-001 土	1	黒ＫⅠ 3	1	黒ＫⅠ 3	1
8	桂原Ｄ沢	桂原-002 土	1	黒ＫⅠ 4	1	黒ＫⅠ 4	1
9	桂原沢	桂原-003 土	1	黒ＫⅡ 16	1	黒ＫⅡ 16	1
10	桂原Ｃ沢	桂原-004 土	1	黒ＫⅡ 17	1	黒ＫⅡ 17	1
11	長瀬沢Ａ	長瀬-001 土	1	黒ＫⅠ 2	1	黒ＫⅠ 2	1
12	長瀬沢Ｂ	長瀬-002 土	1	黒ＫⅡ 14	1	黒ＫⅡ 14	1
13	長瀬沢Ｃ	長瀬-003 土	1	黒ＫⅡ 15	1	黒ＫⅡ 15	1
14	御吉野川	御吉野-001 土	1	黒ＫⅠ 7	1	黒ＫⅠ 7	1

第 10　災害危険箇所

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
15	堂原沢Ａ	堂原-001 土	1	黒ＫⅠ 8	1	黒ＫⅠ 8	1
16	寺戸Ｂ谷	堂原-002 土	1	黒ＫⅡ 22_1	1	黒ＫⅡ 22	1
17		堂原-003 土	1	黒ＫⅡ 22_2	1		
18	下寺戸沢	寺戸-001 土	1	黒ＫⅠ 9_1	1	黒ＫⅠ 9	1
19		寺戸-002 土	1	黒ＫⅠ 9_2	1		
20	寺戸Ｃ谷	寺戸-003 土	1	黒ＫⅠ 10_1	1	黒ＫⅠ 10	1
21		寺戸-004 土	1	黒ＫⅠ 10_2	1		
22	寺戸沢Ｂ	寺戸-005 土	1	黒ＫⅠ 14	1	黒ＫⅠ 14	1
23	寺戸川谷Ａ	寺戸-006 土	1	黒ＫⅠ 20	1	黒ＫⅠ 20	1
24	堂原沢Ｂ	寺戸-007 土	1	黒ＫⅡ 23	1	黒ＫⅡ 23	1
25	寺戸川谷Ｂ	寺戸-008 土	1	黒ＫⅡ 25	1	黒ＫⅡ 25	1
26	赤滝Ａ谷	赤滝-001 土	1	黒ＫⅡ 34	1	黒ＫⅡ 34	1
27	赤滝Ｂ谷	赤滝-002 土	1	黒ＫⅡ 35	1	黒ＫⅡ 35	1
28	―	赤滝-003 土	1	黒ＫⅡ 36	1	黒ＫⅡ 36	1
29	脇川谷Ａ	脇川-001 土	1	黒ＫⅡ 26	1	黒ＫⅡ 26	1
30	脇川谷Ｃ	脇川-002 土	1	黒ＫⅡ 27	1	黒ＫⅡ 27	1
31	脇川谷Ｅ	脇川-003 土	1	黒ＫⅡ 28	1	黒ＫⅡ 28	1
32	脇川沢Ｃ	脇川-004 土	1	黒ＫⅡ 29	1	黒ＫⅡ 29	1
33	脇川沢Ｂ	脇川-005 土	1	黒ＫⅡ 30	1	黒ＫⅡ 30	1
34	槙尾Ａ沢	槙尾-001 土	1	黒ＫⅠ 11	1	黒ＫⅠ 11	1
35	迫谷	槙尾-002 土	1	黒ＫⅠ 12	1	黒ＫⅠ 12	1
36	槙尾沢	槙尾-003 土	1	黒ＫⅠ 13	1	黒ＫⅠ 13	1
37	槙尾Ｂ沢	槙尾-004 土	1	黒ＫⅡ 31	1	黒ＫⅡ 31	1
38	槙尾Ｃ沢	槙尾-005 土	1	黒ＫⅡ 32	1	黒ＫⅡ 32	1
39	栗飯谷Ｆ谷	栗飯谷-001 土	1	黒ＫⅠ 1	1	黒ＫⅠ 1	1
40	栗飯谷Ａ谷	栗飯谷-002 土	1	黒ＫⅡ 1	1	黒ＫⅡ 1	1
41	栗飯谷大沢	栗飯谷-003 土	1	黒ＫⅡ 10	1	黒ＫⅡ 10	1
42	下栗飯谷沢	栗飯谷-004 土	1	黒ＫⅡ 11	1	黒ＫⅡ 11	1
43	栗飯谷中沢	栗飯谷-005 土	1	黒ＫⅡ 12	1	黒ＫⅡ 12	1
44	中栗飯谷沢	栗飯谷-006 土	1	黒ＫⅡ 13	1	黒ＫⅡ 13	1
45	栗飯谷Ｃ谷	栗飯谷-007 土	1	黒ＫⅡ 2	1	黒ＫⅡ 2	1
46	栗飯谷中谷	栗飯谷-008 土	1	黒ＫⅡ 3	1	黒ＫⅡ 3	1
47	栗飯谷大谷	栗飯谷-009 土	1	黒ＫⅡ 4	1	黒ＫⅡ 4	1
48	栗飯谷川源流	栗飯谷-010 土	1	黒ＫⅡ 5	1	黒ＫⅡ 5	1
49	栗飯谷Ｅ谷	栗飯谷-011 土	1	黒ＫⅡ 6	1	黒ＫⅡ 6	1
50	栗飯谷Ｂ谷	栗飯谷-012 土	1	黒ＫⅡ 7	1	黒ＫⅡ 7	1
51	栗飯谷Ｇ谷	栗飯谷-013 土	1	黒ＫⅡ 8	1	黒ＫⅡ 8	1
52	上栗飯谷沢	栗飯谷-014 土	1	黒ＫⅡ 9	1	黒ＫⅡ 9	1
53	中戸沢	中戸-001 土	1	黒ＫⅠ 15	1	黒ＫⅠ 1	1
54	中戸Ｂ沢	中戸-002 土	1	黒ＫⅠ 16	1	黒ＫⅠ 1	1

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
55	中戸Ａ沢	中戸-003 土	1	黒ＫⅠ 17	1	黒ＫⅠ 1	1
56	中山谷	中戸-004 土	1	黒ＫⅠ 18-01	1	黒ＫⅠ 18	1
57		中戸-005 土	1	黒ＫⅠ 18-02	1		
58	中戸沢	中戸-006 土	1	黒ＫⅡ 33_a	1	黒ＫⅡ 33	1
59		中戸-007 土	1	黒ＫⅡ 33_b	1		
	合計		59		59		54

３　地すべり危険区域

番号	箇所名	公示箇所		調査箇所		危険箇所	
1	鳥住	鳥住-001 地	1	鳥住 66a	1	鳥住 66a	1
2	中戸	中戸-001 地	1	上中戸 68a	1	上中戸 68a	1
3	笠木	笠木-001 地	1	峯笠木 69a	1	峯笠木 69a	1
	合計		3		3		3

第 11　その他の資料

11－１　被害報告基準

区　分			認　定　基　準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
		災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家 全壊、全焼又は流失		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

区　分			認　定　基　準
住家被害	準半壊に至らない（一部損壊）		準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。
	床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家		住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被害の程度		非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
り災世帯			災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
			例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者			り災世帯の構成員とする。
その他の被害	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他のその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは護岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条第２項に規定する施設とする。
	地すべり		地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条第３項に規定する地すべり防止施設とする。

第 11　その他の資料

区　分		認　定　基　準
その他の被害	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 22 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第 1 条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（注）1　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

2　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

11－２　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

（令和４年９月現在）

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費 (2) 消耗器材費 (3) 建物の使用謝金 (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費 (5) 光熱水費 (6) 仮設便所等の設置費 １人　１日当たり 330 円以内 ただし、高齢者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。	1. 災害発生の日から７日以内 2. 法第２条第２項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間	1．学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 2. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者	【建設型応急住宅】 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 １戸当たり 6,285,000 円以内 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。	1．災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 2. 供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項の規定による期間内	1. 原則として、公有地を利用する。ただし、困難な場合は、民有地を利用することができる。 2. １戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 3. おおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 4. 福祉仮設住宅を設置することができる。
		【賃貸型応急住宅】 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの 地域の実情に応じた額	1. 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。 2. 供与できる期間は、上記に準じる。	１戸当たりの規模は、上記に準ずる。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	主食費、副食費、燃料費等 １人　１日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物による。

第 11　その他の資料

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の範囲・限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>(1) 水の購実入費
(2) 給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費

当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 7 日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>(1) 被服、寝具及び身の回り品
(2) 日用品
(3) 炊事用具及び食器
(4) 光熱材料

夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。</td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>現物給付をもって行う。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">区　分</td><td>1 人
世帯</td><td>2 人
世帯</td><td>3 人
世帯</td><td>4 人
世帯</td><td>5 人
世帯</td><td>6 人以上 1 人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">全壊・全焼・流失</td><td>夏</td><td>18,700</td><td>24,000</td><td>35,600</td><td>42,500</td><td>53,900</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>(1) 診察
(2) 薬剤又は治療材料の支給
(3) 処置、手術その他の治療及び施術
(4) 病院又は診療所への収容
(5) 看護

【救護班】
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
【病院又は診療所】
国民健康保険診療報酬の額以内
【施術者】
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者</td><td>(1) 分べんの介助
(2) 分べん前及び分べん後の処置
(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

【救護班】
使用した衛生材料等の実費
【助産婦】
慣行料金の 80/100 以内の額</td><td>分べんした日から 7 日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1. 現に生命又は身体が危険な状態にある者
2. 生死不明な状態にある者</td><td>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費

当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 3 日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1. 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2. 大規模な補修を行わ</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
1 世帯当たり
下記以外
655,000 円以内

半壊又は半焼に準ずる程度</td><td>災害発生の日から 3 か月以内（特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 か</td><td>現物をもって行う。</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期　間	備　考
	なければ、居住することが困難である程度に住家が半壊した者	の損傷 318,000 円以内	月以内）	
生業に必要な資金	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は視座を購入するための費用 生業費　１件当り 30,000 円以内 就職支度費　１件当り 15,000 円以内	災害発生の日から１か月以内	1. 生業の見込みが確実な具体的事業計画あり、償還能力のあるものに対して支給する。 2. 貸与期間：２年以内 3. 利子：無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものの生徒	(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,700 円 中学校生徒　5,000 円 高等学校等生徒　5,500 円	災害発生の日から 教科書 １か月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	現物をもって行う。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	(1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱 １体当たり 大人（12 歳以上） 213,800 円以内 小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費 当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 死体の洗浄、縫合、消毒 １体当たり 3,500 円以内 一時保存：既存建物借上費　通常の実費 一時保存：既存建物以外　１体当たり 5,400 円以内 検案 救護班以外は当該地域の通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班によつて行う。 2. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を	ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 １世帯当たり	災害発生の日から 10 日以内	

第 11　その他の資料

救助の種類	対象	費用の範囲・限度額	期　間	備　考
	除去することができない者	138,300 円以内		
輸送費及び賃金職員等雇上賃		(1) 被災者（法第 4 条第 2 項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかつた者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	【日当】 １人１日当たり 医師、歯科医師 23,500 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、及び歯科衛生士 16,200 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000 円以内 救急救命士 14,100 円以内 土木技術、建築技術者 15,700 円以内 大工 28,900 円以内 左官 26,700 円以内 とび職 28,200 円以内	救助の実施が認められる期間以内	
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその 100 分の 3 に相当する額を加算した額		

※１　この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※２　特別支援学校の小学校児童を含む。

※３　中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。

※４　高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

11－３　第６次地震防災緊急事業５箇年計画

１　整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	合計
分類	該当なし					
概算事業費（百万円）						

(2) 個別計画

事業主体（位置）	事業名	事業量	概算事業費（百万円）	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
黒滝村	該当なし					

11－４　気象庁震度階級関連解説表

１　使用にあたっての留意事項

（１）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（２）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（３）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（４）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（５）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（６）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■　人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６弱	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
６強	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※1　木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

※3　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

※1　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

※2　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第 12　条例・規則

12－１　黒滝村防災会議条例

昭和 44 年３月 16 日条例第５号
最終改正　平成 12 年 12 月 28 日条例第 32 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、黒滝村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　黒滝村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、村長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指示する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者

(2)　奈良県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者

(3)　奈良県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(4)　村長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

(8)　その他公共団体等の職員から村長が任命する者

６　前項の定数は 25 人以内とする。

７　第５項第７号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、村の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、昭和 44 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第５号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 32 号）

（施行期日）

この条例は、平成 13 年１月４日から施行する。

12－２　黒滝村防災会議運営規程

昭和 44 年３月 16 日規程第２号
最終改正　平成 19 年３月 16 日規程第２号

（趣旨）

第１条　黒滝村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）並びに黒滝村防災会議条例（昭和 44 年３月黒滝村条例第５号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（会議）

第２条　黒滝村防災会議は、会長が招集する。

２　前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもつてしなければならない。

（議事）

第３条　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議録）

第４条　会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所

(2)　出席者の職名及び氏名

(3)　会議の経過

(4)　議決事項

(5)　その他参考事項

（代理者）

第５条　委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　前項の場合において、委員は、あらかじめ代理者を氏名し、会長に届け出ておかなければならない。

（副会長）

第６条　防災会議に副会長を置き、副村長の職にある者をもつて充てる。

２　副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専決）

第７条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

(1)　災害に関する情報を収拾すること。

(2)　災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3)　関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

２　会長は前項の規定により、専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（庶務）

第８条　防災会議の庶務は、総務課長所管の消防係において処理する。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、昭和 44 年４月１日から適用する。

附　則（平成 19 年規程第２号）

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

12－３　黒滝村災害対策本部条例

昭和 57 年９月 27 日条例第 10 号
最終改正　平成８年３月 15 日条例第４号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、黒滝村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

12－４　災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年６月10日条例第10号
最終改正　令和元年９月12日条例第21号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行ない、もつて村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異状な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　村民とは、災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第３条　本村は、村民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行なうものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母の何れもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず第１項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、村長の避難の指示に従わなかつたことその他の事情があるため、村長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告書又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」と

いう。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　本村は、令第３条に掲げる災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行なうものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の

場合は５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年１パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　雑則

（支給審査委員会の設置）

第17条　村に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

２　支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他村長が必要と認める者のうちから、村長が任命する。

３　前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、村長が定める。

附　則（平成31年条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年８月１日から適用する。

12－５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則

昭和52年12月23日規則第２号
最終改正　令和元年９月17日規則第10号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　村長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行なつたうえ災害弔慰金の支給を行なうものとする。

(1)　死亡者（行方不明を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

(2)　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明を提出させるものとする。

２　村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　村長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた村民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第２号）を村長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

２　借入れ申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入れ申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　借入れ申込者は借入れ申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　村長は、借入申込書の提出を受けたときはすみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行なうものとする。

（貸付の決定）

第８条　村長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還の方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第３号）を借入申込者に交付するものとする。

２　村長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第４号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第５号）に資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　村長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第６号）を村長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第７号）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第８号）を当該借受人に交付するものとする。

３　村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第９号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

３　村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を村長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

３　村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14

号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を村長に氏名等変更届（別紙様式第16号）に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届出るものとする。

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和52年12月23日から施行する。

附　則（平成10年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、平成10年10月１日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成14年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年８月１日から適用する。

別紙様式　略

12－６　黒滝村罹災証明書交付要綱

平成 26 年９月 24 日要綱第 12 号
最終改正　令和３年７月 16 日要綱第 24 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象（火災を除く。）によつて生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　証明書の交付の対象となるものは、罹災した不動産、動産その他これらに類するものとする。

（証明区分）

第３条　証明書は、罹災証明書（様式第１号）及び罹災届出証明書（様式第２号）とし、次の区分により取り扱うものとする。

(1)　罹災証明書罹災物件が確実な証拠によつて立証できる場合又は調査職員の現場確認等により行うもの

(2)　罹災届出証明書罹災物件が確実な証拠によつて個々に立証できない場合に行うもの

（証明書の申請）

第４条　証明の申請は、次に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。ただし、罹災証明書においては、調査職員の現場確認が行われた場合は、添付書類を省略することができる。

(1)　罹災状況が確認できる写真

(2)　その他村長が必要であると認める書類

２　罹災申請については、罹災後 14 日以内を提出期限とする。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書の提出があり、かつやむを得ない事情があると村長が認めたときは、この限りではない。

（証明書の交付）

第５条　村長は、前条の申請があつたときは、内容が第３条各号に適合しているか確認し、証明書を申請者に交付するものとする。

（証明事項）

第６条　証明書により証明する事項は、申請に基づく罹災状況であり、損害額を証明するものではない。

（手数料）

第７条　証明書については、手数料を徴収する。

２　手数料の額は、黒滝村手数料条例（平成 12 年３月 21 日条例第６号）の規定によるものとする。

（事務の所管）

第８条　証明書交付の事務は、総務課において行なう。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成 26 年 10 月１日から施行する。

（手数料に関する特例）

第２条　証明書については、第７条の規定にかかわらず、当分の間、手数料を徴収しない。

附　則（令和３年要綱第 24 号）

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

12－７　黒滝村自主防災組織連合会設置要綱

平成 28 年９月 29 日要綱第 17 号

（趣旨）

第１条　自主防災組織相互間の連携を密にし、村域の自主防災体制の充実、強化に資するため及び災害時における避難所の運営等、地域と行政の関係を円滑に保つために黒滝村自主防災組織連合会（以下「連合会」という。）を組織し、運営する方法を定める。

（事業）

第２条　連合会は、災害時及び日常の災害対策又は啓蒙活動として次に掲げる事業を行う。

(1)　避難所の開設及び運営を支援し、避難所において、避難者、区、学校及び村との調整を図ること。

(2)　自主防災組織の活動を支援すること。

(3)　村又は地域の開催する防災訓練、防災講演会等に参加し、運営を支援すること。

(4)　防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター等としての知識の習得に関すること。

(5)　防災関係機関との連携に関すること。

(6)　自主防災組織が調達する備品資機材や備蓄食料などを購入する際の助言に関すること。

(7)　その他連合会の活動のため必要な事項

（組織）

第３条　連合会は、各区の防災組織を代表として選出される理事 12 人以内で組織する。

２　理事の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の選出）

第４条　連合会に次の役員を置く。

(1)　会長　１人

(2)　副会長　１人

(3)　監事　１人

２　役員の選任は、理事の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、連合会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

５　監事は、連合会の会計を監査する。

（会議の招集及び議事）

第５条　連合会の会議は、理事会及び役員会とし、会長が招集する。

２　理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

３　役員会は、前条に規定する役員により構成する。

（部会）

第６条　連合会は、自主研究のため、理事会の下に部を置き、部会を開くことができる。

（委任）

第７条　前３条に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮つて定める。

（補助金）

第８条　村長は、第２条の事業を実施するに当たり、連合会に対し補助金を交付することがで

きる。

２　補助金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

（補助金の交付申請等）

第９条　補助金等の交付の申請をしようとするものは、補助金等交付申請書に事業等計画書を添えて、村長が定める期日までに提出しなければならない。

２　交付金については、補助金等交付申請書及び事業等計画書の提出を省略することができる。

（庶務）

第 10 条　連合会の事務局は、村防災担当課に置く。

附　則

この要綱は、平成 28 年 10 月１日から施行する。

第 13　協定等

13－１　協定等一覧

	協定年月日	相手方	協定名	概要
1	平成 18 年 ７月 18 日	（社）奈良県建設業協会吉野支部	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	道路・河川・公共施設等の機能の確保
2	平成 19 年 10 月１日	五條市	五條市と黒滝村における消防相互応援協定	火災・救急・救助事案の応援
3	平成 22 年 ３月５日	奈良県農業協同組合	災害時における緊急物資協力に関する協定書	食糧、飲料水等、応急措置のための物資の供給
4	平成 22 年 ９月１日	奈良県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	電気設備の応急復旧
5	平成 24 年 ２月 28 日	近畿地方整備局長	災害時等の応援に関する申し合わせ	リエゾン（情報連絡員）の派遣、整備局職員の派遣、車両・機械等の貸付など
6	平成 24 年 ５月 28 日	市民生活協同組合ならコープ	災害時における物資供給等に関する協定書	物資の供給（応急食糧・生活用品など）
7	平成 25 年 ９月 30 日	黒滝村建設組合	災害時における緊急対応業務に関する基本協定書	情報収集・報告、機械・資材の確保、一時的な除去作業など
8	平成 25 年 10 月 31 日	コカ・コーラウエスト株式会社	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	災害対応型自動販売機による飲料の無償提供、備蓄水による飲料水の無償提供
9	平成 25 年 12 月 25 日	日本郵便株式会社黒滝郵便局・下市郵便局	安心なまちづくりに関する協定書	情報提供（高齢者等の異変・道路状況・不法投棄など）、災害時における緊急車両の提供・郵便局ネットワークを活用した広報活動
10	平成 26 年 12 月 26 日	奈良県知事	災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定	県内の全市町村が対象、職員派遣、避難のための施設提供など
11	平成 27 年 12 月 18 日	奈良県商工会青年部連合会	災害時の地域支援対策の協力に関する基本協定書	大規模災害時に対策拠点を設置する場所
12	平成 29 年 ４月 28 日	関西電力株式会社奈良支社	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	大規模災害時における災害復旧活動の用地等の確保
13	平成 30 年 ３月１日	奈良県葬祭業協同組合	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	御棺・葬祭用品の供給、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送
14	平成 30 年 ７月１日	奈良県福祉医療部医療政策局薬務課	災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル	
15	令和２年 ４月１日	黒滝村社会福祉協議会	黒滝村災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	災害ボランティアセンターの設置及び運営
16	令和２年 10 月 28 日	日本郵便株式会社黒滝郵便局	包括連携協定	人的・物的資源を有効活用し地域の活性化に寄与する

	協定年月日	相手方	協定名	概要
17	令和４年 ８月 22 日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時の情報発信対して、連携する
18	令和５年 ２月 13 日	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書について	電気設備等復旧にあたり、障害物除去が必要な場合の作業実施者の判断

13－２　奈良県消防広域相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、奈良県内のすべての市町村及び奈良県広域消防組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は、奈良県の全域とする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　大規模又は特殊な災害、事故等により被害が発生した市町村等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害

(2)　市町村等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止を図るため隣接する市町村等の応援の必要がある災害

（応援要請の手続き）

第４条　応援の要請は、災害発生地の市町村等の長又は消防長（以下「被災地市町村等の長」という。）が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、被災地市町村等の長からの応援の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

２　前項に規定する応援要請は、被災地市町村等の長から応援の要請を受ける市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長に対し、電話、ファクシミリ又は奈良県防災行政通信ネットワークにより行うものとする。

３　応援要請時は、次の事項を明確にして行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の場所及び概要

(3)　所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別及び員数

(4)　応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所

(5)　その他必要事項

４　応援要請を行った被災地市町村等の長は、その旨を奈良県消防担当課へ通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第５条　前条の規定により応援要請を受けた市町村等の長は、特別な理由がない限り、応援隊を派遣するものとし、その旨を被災市町村等の長に通報するものとする。また、応援要請に応じることができない場合にも同様とする。

２　前項に規定する応援隊は、消防組織法第９条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊とする。

（応援の中断）

第６条　応援市町村等に応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援市町村等の長は、被災市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、消防組織法第４７条に基づき、被災地市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

ア　消防職員及び消防団員の公務災害補償に要する経費

イ　応援職員の旅費及び出動手当

ウ　受援市町村等への出動若しくは帰路途上において発生した第三者に対する損害賠償費

エ　上記以外の人件費その他の経費

(2) 被災地市町村等において負担する経費

ア　応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ　消防職員及び消防団員が応援活動中に死亡又は障害の状態となった場合における賞じゅつ金

ウ　応援活動中、第三者に対する損害賠償費及び損失補償費。ただし、応援市町村等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町村等の負担とする。

エ　化学消火薬剤等の資機材費

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

（情報提供等）

第９条　市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第 10 条　この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町村等が協議のうえ決定するものとする。

附則

１　この協定は、平成 29 年４月１日から施行する。

２　平成８年５月７日付で締結した奈良県消防広域相互応援協定は平成２９年３月３１日をもって廃止する。ただし、この協定の前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、なお従前の例による。

３　この協定の成立は、奈良県内の全ての市町村長及び奈良県広域消防組合管理者の同意書をもって証明する。

平成 29 年４月１日

記名押印〔略〕

13－３　奈良県水道災害相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水、その他水道災害の緊急時において、奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部（以下「日水協県支部」という。）及び奈良県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する奈良県内及び他の都道府県における相互応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第２条　災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。また、組織の連絡網についてもこれによる。

２　この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を奈良、郡山、葛城、桜井、吉野及び内吉野の６ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町村を、また、奈良ブロックを除いた各ブロックには副代表市町村を置く。

３　前項に規定する代表市町村は、保健所在置の市町村がこれにあたるものとする。副代表市町村は、各ブロックで選任し、任期は２年とする。また、副代表市町村は代表市町村の代理が行えるものとする。

（水道災害対策連絡会議）

第３条　この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２　連絡会議は、奈良県、奈良県水道局、日水協県支部長担当市町村、県簡水協会事務局及び第２条第２項に規定する各ブロック代表市町村で構成する。

３　連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、奈良県が招集する。

４　この協定に基づく応援活動のまとめ、調整、資料交換等の事務局は、奈良県（生活衛生課）が担当する。

５　とりまとめ資料は下記の事項について行うものとする。

(1)　水道災害時の連絡窓口及び担当者の氏名（様式－１）

(2)　緊急時連絡先（様式－１）

(3)　緊急物資及び資機材等の保有状況（様式－２）

(4)　応援可能職員者数（様式－３）

(5)　災害対策マニュアル、地図等災害対策に必要と考えられる事項

上記の資料のとりまとめは毎年５月に日水協会員の市町村については日水協奈良県支部が行い、その他の市町村については奈良県生活衛生課が行うものとする。また、とりまとめた資料の各市町村への配布は、奈良県生活衛生課が行うものとする。

（水道災害対策本部）

第４条　水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を奈良県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応援要請、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

（応援内容）

第５条　応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1)　情報収集及び連絡調整

(2)　応急給水作業

(3)　応急復旧工事

(4)　前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5)　工事業者のあっ旋

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

２　応援活動の調整は、対策本部において行う。

（応援要請等）

第６条　被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町村を通じて、奈良県（生活衛生課及び県水道局）または日水協県支部長に必要な措置を要請するものとする。

２　前項の要請がない場合であっても、奈良県、日水協県支部長または所属するブロックの代表市町村のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

３　対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

４　他の都道府県等から応援を受け入れるとき、連絡会議または対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

５　他の都道府県等から応援の要請があった場合についてもこの協定に基づき応援協力するものとする。

（応援要請の手続）

第７条　被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により奈良県または日水協県支部長を通さず、応援要請を行った場合についても同様に事後報告を行うものとする。（様式－４）

(1)　災害の状況

(2)　必要とする資機材、車両等の品目及び数量

(3)　必要とする職員等の職種別人員

(4)　応援場所及びその経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（物資等の携行）

第８条　応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

２　応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

（訓練）

第９条　各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

（費用負担）

第 10 条　第６条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　応援経費は、被災団体が支弁し、被災団体が負担する額は、応援職員が所属する団体の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援団体の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

(2)　法令上の特別の定めその他特別の措置により、応援職員に対して応援経費につき補てんがあった場合は、その金額を被災団体の負担額から控除する。

(3)　応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、被災団体が負担する。

(4)　応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援団体の負担とする。ただし、被災地において、被災団体が応急治療をする場合の治療費は、被災団体の負担とする。

(5)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災団体が、被災団体への往復途中に生じたものについては応援団体が、その賠償の責に任じる。

(6)　応援団体の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災団体の負担とし、応援職員の算定基準による。これにより難い場合は、その都度調整を図る。

(7)　応援職員は、被災団体が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

　応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について被災団体に請求する。

ア　物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

イ　車両類については、燃料費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

ウ　機械器具等については、輸送費及び破損または故障を生じた場合の修理費に相当する額

　被災団体への請求は、関係書類を添付した応援団体からの請求書により行う。

２　前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

（補則）

第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第 12 条　この協定は、平成 15 年６月２日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、奈良県知事、各市町村長、日水協県支部長及び簡水協会長が記名押印の上、奈良県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその１通を保有し、他の市町村長はその写しを保有する。

13－４　奈良県市町村相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、奈良県内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、奈良県内の全ての市町村が相互に協力すること並びに奈良県、奈良県市長会及び奈良県町村会が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣

(2)　被災者の避難のための施設の提供及びあっせん

(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(4)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、応援を要請しようとする場合には、応援の具体的な内容等を明らかにして電話等により奈良県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、奈良県市長会長、奈良県町村会長と協議のうえ、他の市町村の長に対して速やかに要請文書（様式第２号）により応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し後日文書を提出するものとする。

２　前項の規定により応援を受けた被災市町村の長は、知事及び応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書（様式第１号）を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援を実施する場合は、その内容を知事及び被災市町村の長に対し受諾文書（様式第３号）及び電話等により連絡し、応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条　市町村の長は、被災市町村の長又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被災市町村と連絡がとれないときや被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めたときは、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づき応援を行うものとする。

２　前項による応援については、第３条第１項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなし、この協定を適用し、県に応援内容を応援実施報告書により（様式第４号）提出するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として応援を受けた市町村で負担するものとする。ただし、被災市町村の情報収集に要する費用は、応援を行った市町村において負担するものとする。

２　応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁する暇がないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

（連絡担当課等）

第７条　市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

（情報の交換等）

第８条　県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定は、奈良県消防広域相互応援協定のほか、既に締結しているその他の災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

２　この協定に定めのない事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成 27 年２月 20 日から施行する。

２　この協定の成立は、県内全ての市町村長、市長会長及び町村会長の同意書をもって証する。

13－５　災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長　上総周平（以下「甲」という。）と黒滝村　辻村源四郎（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第１条　この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第２条　甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。

一　黒滝村内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合

二　黒滝村災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第３条　災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

一 情報の収集・提供（リエゾン［情報連絡員］含む。）

二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）

三 災害に係る専門家の派遣

四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け

五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣

六 通行規制等の措置

七 その必要な事項

（リエゾンの派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第５条　乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第６条　　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第７条　乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）

について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第８条　　甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第９条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 24 年２月 28 日

13－６　五條市と黒滝村における消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき五條市（以下「甲」という。）と黒滝村（以下「乙」という。）との境界周辺区域で発生した災害に対する消防相互応援協定について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定適用区域）

第２条　この協定の適用区域は、甲及び乙の境界周辺区域（以下「協定適用区域」という。）とする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、協定適用区域で発生した次の各号に規定する事案で、自らの消防力では十分に対応できないと認め、甲又は乙の長が応援を必要とする事案とする。

(1)　火災事案

(2)　救急事案

(3)　救助事案

(4)　前各号に定めるほか、甲又は乙の長が特に応援を必要と認める事案

２　甲及び乙は、協定適用区域での行方不明者の捜索については、別に協議する。

（応援の要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、次の事項を明確にし、要請側の長から応援側の長に行うものとする。

(1)　災害種別、発生日時、発生場所及び状況

(2)　被害状況

(3)　必要とする人員、車両及び資機材

(4)　集結場所及び連絡責任者の所属、氏名

(5)　その他必要な事項

２　甲及び乙は、協定適用区域で発生した災害を覚知した時点で、その発生場所が甲乙どちらかの管轄かを確定できないときは、災害を覚知した側の長から相手側の長に対してその旨を通報し、双方とも必要な隊を出動させるものとする。この場合において、現場に先着した隊は、管轄に関係なく直ちに災害防御活動を開始するものとする。

３　前項により出動した隊が管轄外で活動するとき（到着時、管轄が不明のまま活動を開始し、事後、管轄外であることが判明した場合を含む。）は、災害場所を管轄する甲又は乙の長からこの協定による応援要請があったものとみなす。

（応援隊の派遣）

第５条　応援側の長は、前条第１項による応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行なうものとする。

２　応援側の長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請側の長に通報するものとする。

（現場における指揮）

第６条　この協定により出動した隊の指揮は、要請側最高指揮者とする。ただし、第４条第２項の場合において、活動時においても管轄が判明しないときは、甲の最高指揮　者が指揮するものとする。

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。ただし、応援側の重大な過失により発生した経費については、甲及び乙が協議して決定する。

（１）応援側が負担する経費

ア　出動隊員の人件費及び災害補償

イ　出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

ウ　応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費

エ　応援出動中に応援側が起こした事故等による損害の賠償に要する経費

オ　出動隊員の被服の損料費

（２）要請側が負担する経費

ア　車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの

イ　応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費

ウ　応援に際し特に調達した化学消火薬剤等に要した経費

エ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第３項の規定による損失補償及び第 36 条の３第１項に規定する損害補償に要する経費

オ　応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金

カ　その他応援活動中に要した諸経費

２　前項の経費負担について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（応援活動の報告）

第８条　甲又は乙は、この協定により応援活動を行ったときは、当該応援活動の内容について作成した活動報告書の写しを、相手側に送付するものとする。

（実施の細目）

第９条　この協定の実施に関する詳細事項は、甲乙の長が協議して定めるものとする。

（協議の改廃）

第１０条　この協定について改正又は廃止の必要が生じたときは、甲及び乙の長が協議のうえ行うものとする。

（疑義）

第１１条　この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙の長が協議して決定する。

附　則

１　この協定は、平成 19 年 10 月１日から施行する。

２　この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

13－７　奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書

（趣旨等）

第１条　この協定は、災害の発生時に、奈良県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、県内で発生した災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定めるものとする。

２　この協定は、県及び別表１に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた災害廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物のことをいう。

２　この協定において「支援要請市町村」とは、災害廃棄物等の処理に支障が生じ、県及び市町村等に支援の要請を行う市町村等をいう。

３　この協定において「支援市町村」とは、支援要請市町村からの支援要請を受けて支援を行う市町村等をいう。

（支援要請）

第３条　市町村等は、災害廃棄物等の処理に支障が生じた場合、県に支援を要請することができる。県は要請を受け、広域的な支援を調整することとし、支援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じるものとする。

２　支援要請市町村は、次に掲げる事項を明確にし、県に、できる限り速やかに、「大規模災害時における災害廃棄物等の処理等支援要請書」（様式第１号）を提出するものとする。この要請書の提出については使用可能な伝達手段によることとし、提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に対し必要な調整を求め、その後、速やかに、県に提出するものとする。

（１）災害の発生日時、場所、災害廃棄物等の発生状況

（２）支援を必要とする災害廃棄物等の性状、処理量等

（３）支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

（４）処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間

（５）その他必要な事項

（６）連絡責任者

３　第１項の規定は、被災した市町村等が、他の市町村等に直接支援を要請することを妨げるものではない。この場合において、直接支援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。また、緊急に支援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に支援を行うことができるものとする。この場合においても、支援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

（支援業務）

第４条　県は、災害発生時の広域的支援として、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物等の発生状況を調査し把握する。

（２）支援要請市町村からの要請を受け、被害状況や災害廃棄物等の発生状況等を確認の上、被害を受けていない市町村等と調整し、「大規模災害時における災害廃棄物等の処理等の協力要請書」（様式第２号）により、支援を要請するものとする。

（３）必要に応じて、「奈良県地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、別表２に定める関係団体に支援を要請し、民間事業者の協力確保を図るものとする。

（４）県内で適切な災害廃棄物等の処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図るものとする。

２　支援市町村は、その処理能力等に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

（１）災害廃棄物等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）

（２）災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供

（３）災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣

（４）前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

３　他府県からの支援要請に基づき、県が支援要請した場合、市町村等は、可能な限りこれに応じ、支援に協力するものとする。

（本部体制）

第５条　県は、奈良県地域防災計画で規定する奈良県災害対策本部が設置されたときは、情報の一元管理、指示系統の統括等を行うため、奈良県災害廃棄物対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の構成は、次のとおりとする。

（１）本部長及び副本部長を置き、本部長は県くらし創造部景観・環境局長を、副本部長は県くらし創造部景観・環境局次長をもって充てる。

（２）本部の構成員は、本部長が指名する者をもって構成する。

２　本部は、奈良県災害対策本部のもとに連携を密にして、第４条第１項に掲げる業務を行うこととする。

３　災害廃棄物等の発生が局所的で、本部の設置を必要としないと判断される場合には、本部は設置しないこととし、県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課の所管業務として第４条第１項に掲げる業務を行うこととする。

（処理計画等）

第６条　支援要請市町村は、県による支援市町村、関係団体とのマッチングの支援を受けたときは、できる限り速やかに、第３条第２項各号の事項を記載した災害廃棄物等処理計画（以下「処理計画」という。）を作成し、県に報告するものとする。

２　処理計画の作成にあたって、県は、支援要請市町村からの要請に応じて、支援市町村との調整や技術的な支援等を行うものとする。

３　支援要請市町村は、処理計画に基づき、支援市町村等と個別に委託契約等を締結するものとする。

（経費負担）

第７条　支援に要する経費は、原則として、支援要請市町村が負担するものとし、支援市町村に支払うものとする。

２　その費用は、原則として、支援市町村の単価によることとし、当事者間で協議の上、決定するものとする。

３　関係団体及び市町村等の調整等により選定する民間事業者にかかる契約方法や単価設定については、別途、関係者が協議の上、決定するものとする。

（施設能力等の事前把握）

第８条　県は、災害時における相互支援の迅速かつ円滑な実施を確保するため、通常時から、市町村等の施設の処理能力など次に掲げる事項等について、把握、整理するため、原則、年一回（年度当初）調査をすることとし、市町村等はこれに協力するものとする。

（１）支援可能な処理内容、規模

（２）提供可能な資機材等

（３）職員派遣の可否（人数）

（４）組織、連絡体制

（５）支援にあたっての課題等

（補足）

第９条　この協定に定めのない事項については、県及び関係する市町村等がその都度協議して定めるものとする。

（同意書）

第１０条　この協定の成立は、別表１に掲げる市町村等の長の同意書（様式第３号）をもって証する。

２　この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

附 則

（県組織の変更）

第１条　県組織の変更が生じた場合は、この協定書の第５条第１項に規定する本部長は、変更後の組織の廃棄物対策を所管する課が属する部局の長を、又、副本部長は、変更後の同部局の次長を充てるものとする。また、第５条第３項に規定する組織については、変更後の組織の廃棄物対策を所管する課が行うこととする。

（施行期日）

第13　協定等

第２条 この協定は、平成24年８月１日から実施する。

附　則

（施行期日）

この協定は、平成30年４月１日から実施する。

第 14　様式

14－１　被害状況報告

市町村名 （消防（局）本部名）		被害情報の有　無 （いずれかに○を）	有　り　・　無　し
課（室）名			
報告者名			
災害名 報告番号	災害名 第　　報　（　　月　　日　　時　　分現在）		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第１報は県からの依頼後速やかに、第２報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

１　被害の状況　（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告（別紙１）を添付してください）

区　　分			件　数	摘　　要
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入
	負傷者	重傷	人	当該災害により負傷し、１月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽傷	人	当該災害により負傷し、１月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊		棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
	半壊		棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの
	一部破損		棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 （ガラス数枚程度の被害を除く）
	床上浸水		棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入
	床下浸水		棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入
非住家被害	公共の建物		棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 （例）役場庁舎、公民館、公立保育園
	その他		棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 （例）倉庫、車庫、工場、事務所
その他被害	文教施設		棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの（一部破損、浸水を含む）について記入
	病院		棟	病院（診療所を除く）が被害を受けたもの（一部破損、浸水を含む）について記入
	道路		箇所	市町村道（橋りょうを除く）が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入
	橋りょう		箇所	市町村道の橋りょう（橋長２ｍ以上）が損壊し、通行規制を行ったものについて記入
	崖くずれ		箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入
	水道		戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入
火災被害（地震の場合のみ）	建物		件	
	危険物		件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
	その他		件	
119 番通報件数			件	震度６弱以上の地震の場合に記入
上記以外　※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第４号様式（その２）に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

２　避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告（別紙２）を添付してください）

該当の有無　（いずれかに○を）	有　り　・　無　し

３　市町村災害対策本部の設置状況　（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名　称		設　置	月　日　時　分
		廃　止	月　日　時　分

（注）災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第４号様式（その２）によりご報告願います。

第 14　様式

別紙１　被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）：

月　　日　　時　　分現在

１　人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所（地区名）	年齢	性別	被　災　状　況
重傷	9 日 8：30	○○市△△町	34	男	住家を補修中に２階から落下し、右大腿骨骨折

（記入例）

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入
※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

２　建物被害の状況　　※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況
住家	一部破損	9 日 8：30	○○市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった

（記入例）

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入
※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

３　道路・橋りょう被害の状況　　※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況（通行規制、復旧状況）
○○町○丁目	9 日 8：30	市道○○線	土石崩落	1.5km	9 日 9:00 より通行規制→現在復旧中

（記入例）

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

４　崖くずれ等土砂災害の状況　　※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 ：		

災害発生時等の被害状況報告の手順

１．県内で１市町村でも大雨警報、洪水警報または暴風警報（台風接近による場合は大雨注意報、洪水注意報または強風注意報）が発表された場合、または震度４以上の地震が観測された場合は、警報対象区域が拡大した場合等に備え、県内全ての市町村・消防（局）本部に対し、県からＦＡＸで被害状況報告依頼（報告様式も添付）を送付する。

２．大雨警報、洪水警報または暴風警報（台風接近による場合は大雨注意報、洪水注意報または強風注意報）が発表された市町村・消防（局）本部、または震度４以上の地震が観測された市町村・消防（局）本部は、被害を覚知した場合は、その都度、県に被害状況報告をＦＡＸで送付する。

３．上記２以外でも、県からＦＡＸで被害状況報告依頼があった場合には、県が指定する時間までにＦＡＸで被害状況報告を行う。この時、被害情報を把握していない場合でも、その旨をＦＡＸで県に報告すること。

４.警戒配備体制を終了する市町村・消防（局）本部は、必ず最後に「最終報」と明記した被害報告をＦＡＸで県に送付するか、直近に送った報告を「最終報」とする旨、県に電話で連絡する。

５．警報等が発表されていない市町村・消防（局）本部においても、災害による人的被害、建物被害等を覚知した場合は、速やかに県に報告する。

第 14　様式

災害発生時等の被害状況報告の手順フロー図

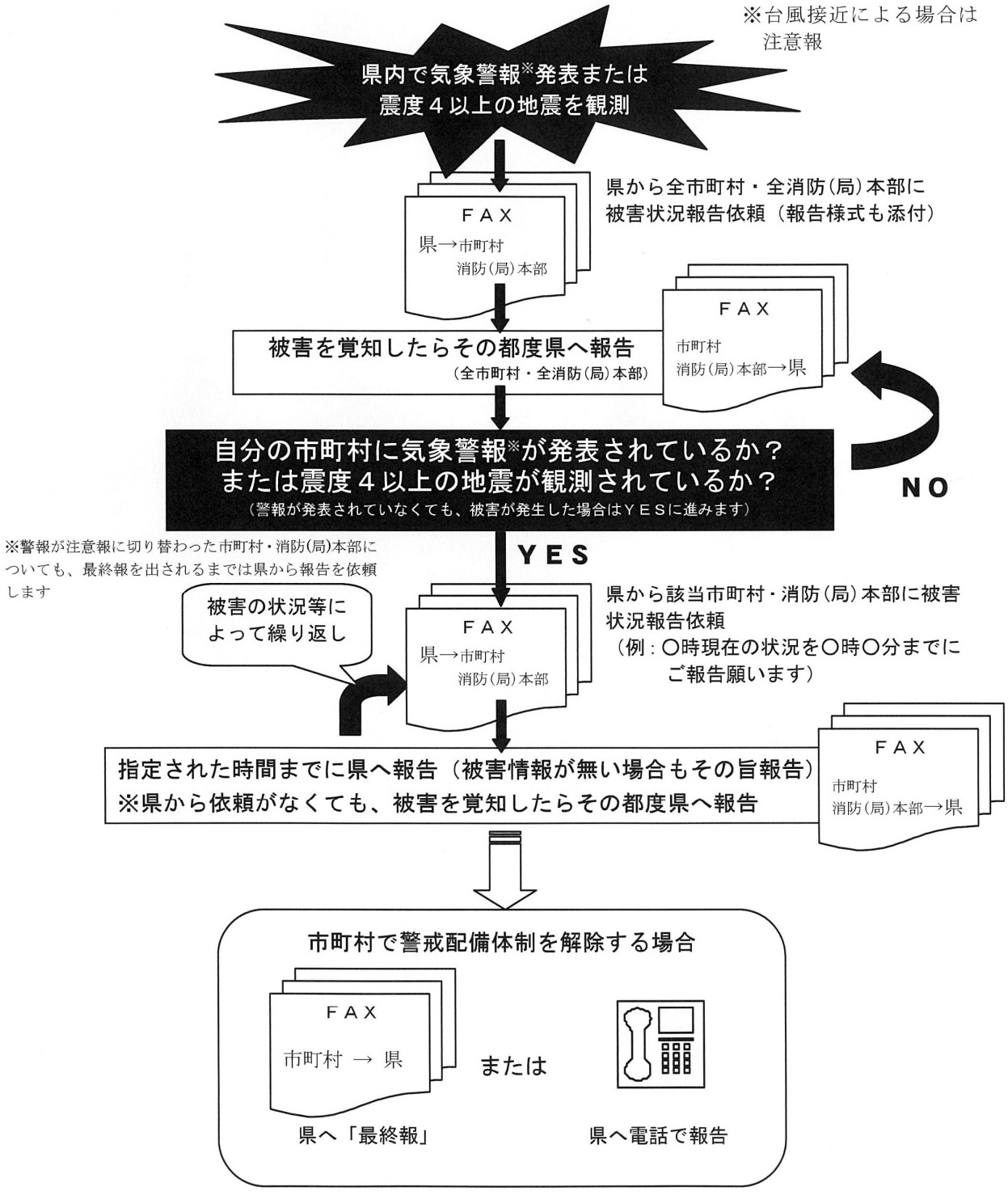

14－２　災害年報

市町村名

区分				災害名						計
				発生年月日						
人的被害	死者		人							
		うち災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重　傷	人							
		軽　傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
非住家		公共建物	棟							
		その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校		箇所							
	病院		箇所							
	道路		箇所							
	橋りょう		箇所							
	河川		箇所							
	港湾		箇所							
	砂防		箇所							
	清掃施設		箇所							
	鉄道不通		箇所							
	被害船舶		隻							
	水道		戸							

第 14　様式

市町村名

区分＼災害名＼発生年月日								計
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部		設置	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
		解散	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村								
災害救助法適用市町村								
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

14－３　緊急通行車両確認申出書

別記様式第３（第６関係）

<table>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日
奈良県公安委員会　　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住　所

氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動地域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急連絡先</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

第 14　様式

必要書類

・緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第３）

・添付書類

① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

② 災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書類

（例防災業務計画（抜粋可)、契約書の写し、証明書類等）

③ 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

（例　車両リスト、証明書類等）

・車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出できる。

・必要部数各１部

・最寄りの警察署へ提出

14－４　緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

別記様式第６（第６条の３関係）

年　　月　　日

奈良県公安委員会　　殿

緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書

申出者　住　所
氏　名

番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
受付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第14　様式

14－５　緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

別記様式第７（第６条の４関係）

<table>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日
奈良県公安委員会　　殿

緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書

申出者　住　所
氏　名</td></tr>
<tr><td>番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td>標 章 ・ 証 明 書 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>受　付　年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>再 交 付 申 出 の 理 由</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

14－６　緊急通行車両の標章

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

14－７　交通規制の標識

様式１　災害用

様式２　訓練用

備考

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線は太さは１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

第 14　様式

14－８　救助用物資引継書

救　助　用　物　資　引　継　書

引継者機関名　　職氏名　　○印

引受者機関名　　職氏名　　○印

救助用物資を次のとおり引き継ぎました。

記

１　引継日時

２　引継場所

３　引継物資　次表のとおり　　（車両番号　　）

物資名	単　位	輸送数量	引継数量	差　引 過不足数	過不足を生じた理由 そ　の　他